られたものであるから、これらの行動に対する一般的許可制を定めてこれを事前に抑制することは許されない、また公共の福祉のため規制する場合にも「真にやむを得ない場合において、必要最少限度で合理的明確な基準の下で画一的かつ人的無差別の原則」に従いなされねばならないものであるところ、

本件条例は

(一) その規制対象が広汎に過ぎ、然も公安委員会が第三条第二項に違反して許可の通知を怠った場合、不許可処分をした場合及び許否の処分そのものを放置した場合に救済の途がないところよりみて、本件条例の規制はこれらの行動の一般的禁止を前提とした方式のものと解さねばならず、

(二) 許否基準が漠然とした抽象的のものであるので、憲法に違反するものといわざるを得ないとするのである。

しかしながら右理由は正当でない。

1 本件条例の規制方式が集会等の行動に対する一般的禁止を前提とする方式であるとの点について、

本件条例は、その第一条において

「道路その他公共の場所で集会若しくは集団行進を行おうとするとき、又は場所のいかんを問わず、集団示威運動を行おうとするときは、東京都公安委員会の許可を受けなければならない。但し次の各号に該当する場合はこの限りでない。

一、学生、生徒その他の遠足、修学旅行、体育、競技

二、通常の冠婚葬祭等慣例による行事」

と規定しているので、道路その他公共の場所における集会並びに集団行進及び場所のいかんを問わない集団示威運動にして但書該当のものでない限り、公安委員会の許可を受けないで行うことが出来ないことが明らかであり、従

つて第一条のみを見るときは、本件条例は、これらの行動に対する一般的禁止を前提とし、特定の場合に右禁止を解除することを規定したものであるとの形式をとつていることを否み難い。しかしながら本件条例は第三条第一項本文において、

「公安委員会は、前条の規定による申請があつたときは、集会、集団行進又は集団示威運動の実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合の外は、これを許可しなければならない」

と規定し、その但書においては

「但し次の各号に関し必要な条件をつけることが出来る」

として第一号乃至第六号に亘る公共の福祉に関する事項を掲記している。

即ちこれらの行動に対する許可の申請が為されたときは、公共の安寧の保持上必要やむを得ない場合の外は無条件で許可を与えなければならず、特に必要ある場合において右第一号乃至第六号の事項に関する条件を附して許可を与えることが出来るものであることが明らかである。であるから第一条及び第三条を綜合して考察するときは、所謂「許可」申請は本質において届出であり、「許可」処分は届出に対する確認行為であることが明らかである。従つて第一条の立言方式のみをとらえ、本件条例がこれ等の行動に対する一般的禁止を前提とし特定の場合に禁止を解除する方式の規制を規定したものとすることの誤であることは明白である。

なお、原判決のいう本条例第一条の規制の対象が広汎にすぎるとの点については、昭和二十八年八月二十一日名古屋高等裁判所金沢支部が「道路その他公共の場所で行われる集会、集団行進は、公共の場所を相当長時間に亘り多数人の集団によつて占拠壅塞するものであるから、或は公衆をして安全に交通させるため或は消防、衛生その他公共機関の活動を妨げないため、公共の福祉の要請より……一定の制限を遵守せしめる必要があることは言うまで

もなく、また、集団示威運動は、前記の集会または行進に、さらに勢威の加わつたものであつて、勢の余るところ、やゝもすれば適正な限度を逸脱し、公共の秩序を紊すおそれなしとしないので、その行われる場所のいかんを問わず、前記同様の制限を遵守せしめる必要がある」とした判旨が実体に即したものというべきであつて、単に条例の規定の形式をとらえて、規制対象が広きに過ぎるものとは為し得ないのである。特に近時東京都において行われる集会等の行動は、その大多数が東京都心及びその附近の地域において行われていること及び右地域においては交通が混雑輻輳をきわめていることを考慮すれば、東京都において行われる集会等の行動につき公共の福祉上これを禁止しまたは条件を附する必要の有無を公安委員会をして検討せしめる機会を得しめることは絶対に必要であつてこの点から見ても第一条の規定する規制対象を以て広きに過ぎるものと為し得ないことは明らかなのである。

また、本件条例に許可処分の通知を怠つた等の場合に救済手段がないことは原判示の通りであるが、此の点については東京地方裁判所刑事第九部が昭和三十三年八月二十九日所謂巣鴨事件に対する判決において、集会等の行動が一般的に禁止せられていないことを認める立場に立ち、「本件条例は許可処分をするときの告知義務と時限しか規定していないけれども、公安委員会は右時限までに許否いずれかの裁決をする義務があるものと解すべきであつて、不許可の裁決をした場合は許可の裁決をした場合と同様の時限内に申請者に告知する義務があり、かりに時限内に何等の告知をも行わない場合には黙示の許可処分があつたものと解すべきである」との趣旨の判示をしているる。この判示は一個の法律見解として傾聴に価するのであつて、本件条例に新潟県条例におけるが如き明文の規定がないことを理由に、直ちに救済せられる途がないとした原判決の右判示は必らずしも正当であると為し難い。

一般に法が権限規定を置く場合その権限が通常正当に行使されると予想されるときは、義務規定を置かないのが慣例であり、殊に公務員が権限を付与される場合にその法律の中に権限の行使を義務づける規定を置くことは少

い。これは公務員がその身分上自己に付与せられた権限を正当に行使すべき一般的義務を負つているからである。従つて、個々の法律に権限行使の時期、方法に関する規定またはその違法不当な行使に対する救済規定がないからといつて、直ちにその法律を不備であるとするのは誤であるといわなければならない。本件条例においても、公安委員会は許可申請が為された場合は、本来所定の時限までにこれに対する裁決を了し且つその結果を申請者に通知すべきことは、公務員としての当然の責務に属することであるから、右裁決乃至通知を懈怠するが如きは、本来、本件条例の予想しない、稀有の事がらであつて、本件条例中にかゝる稀有な場合の救済に関する明文が欠如しているということを捉えて、本件条例を不備であると非難するのは失当であり、況んや、かゝる不備があるとの理由の下に本件条例がこれらの行動の一般的禁止を前提とした規制方式のものであると断ずるのは失当である。もつとも本件の証拠によれば許可申請に対する裁決事務の執行手続が、事実上公安委員会の下僚によつて行われ、且つ裁決結果が所定の時限内に申請者に通知せられなかつた事実のあることを認め得る如くであるが、かゝる事実は裁決事務の執行の現時の状況がたまたま当を得ていないとの結論を出すには役立ち得るとしても、本件条例の規制方式の本質いかんを左右する事実ではないのである。

2　許否の基準が漠然としているとの点について、

本件条例第三条第一項において定める許否の基準は「集会、集団行進又は集団示威運動の実施が公共の安寧を保持する上に直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合」と云うのであつて、この基準の趣旨そのものがきわめて正当であり、集会等の行動の許可申請に対しこの基準に当る場合に不許可処分を為すことが公共の福祉のため必要やむを得ない措置であることは云うまでもない。而してすでに昭和二十九年十一月二十四日最高裁判所大法廷判決において合憲とせられた新潟県条例第四号行列行進集団示威運動に関する条例は、許否基準に関し、第四条第一項

において「公安委員会はその行列又は示威運動が公安を害する虞がないと認める場合は……許可を与えなければならない」と規定しているに過ぎないのであつて、これに比すれば本件条例の規定する許否基準は遙かに明瞭且つ具体的である。

更に本件条例においては前記の如く第三条第一項に但書を設けて公共の福祉のために必要な最少限度の許可の条件を示しているが、これにより不許可の処分をする場合を能う限り少からしめているのである。然るに原判決は道路交通、公園等公共の場所の管理乃至静穏保持の観点から一般公衆の利益との調整を目的とすることを明示した上で、本件条例のような抽象的基準を掲げるのであればその規制も是認されるが、本件条例には右の如き目的を明示して居らず、また「公共の安寧」と云う概念はきわめて伸縮性に富み安易に解釈される危険があるから、結局本件条例の許否基準は具体性を欠き不明確なものと言わねばならないとしているのであるが、本件条例の全趣旨を通覧すれば本件条例は集会等の行動がやゝもすれば一般公衆の権利と衝突するためその権利を保護する目的を以て制定されたことは、自ら明らかであり、かゝる場合の利益の衝突を調整する基準としての「公共の安寧」と言う概念は妥当なものというべきであり、原判決の右非難は失当である。結局此の点においても本件条例の規制方式が公共の福祉のため必要やむを得ない限度を超えたものであると為す原判決の理由を肯認するに足りないのである。

なお、原判決は道路交通取締法及び昭和二十九年東京都条例第一号騒音防止に関する条例の存在をあげて、本件条例による規制を待つまでもなく右二法令により所要の規制を賄い得ると為しているが、騒音防止に関する条例はその性質及び内容に照し本件条例に代わり得るものではなく、道路交通取締法関係法令は、交通の安全を保持する目的をもつて制定されたものであるから、当然その目的の範囲内においてのみ活用されるべきものであり、これに反し、本件条例の規制対象たる集会又は集団行進は時に数千数万に及ぶ多数の人々によつて行われるため、交通に障害危険の

生ずる虞があるばかりでなく、群集心理の赴くところ如何なる事態の発生を見るかも知れない危険を包蔵しているのであつて、かゝる観点からの規制は、道路交通取締法関係法令の予想するところではない。従つて、原判決が前掲二法令により本件条例による規制を賄い得るとするのは独断といわなければならない。集団行進等の行動が時の権力者に対し少数派がその主張を社会に訴える手段であり、本件条例がこの少数派の表現の自由を弾圧する手段として制定せられたものではないかとする原判決の疑念はいわれなきこと多言を要しないのである。

以上の如く原判決の掲げるいかなる理由も失当であり本件条例が違憲であるとすべき何等の理由もないのであつて、本件条例は冒頭記載の東京高等裁判所判決の判断の通り憲法に違反しないものであるに拘らず、違憲であるとして被告人等を無罪とした原判決は違法であり、破棄せらるべきものである。

以　上

昭和三一年(あ)第三六七〇号

決　　定

本　籍　島根県知夫郡黒木村大字宇賀一七二番地の四
住　居　茨木市大字西河原三八番地の一
家屋売買業
安　田　貞　信
明治四一年三月一九日生

右相互銀行法違反被告事件について昭和三一年九月一九日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人朝尾皆之助の上告受理申立理由（第一点）及び上告趣意第一点(一)について。

相互銀行法二条一項、三条一項、四条、五条及び二三条の諸規定の文意に徴すると、同法二条一項一号に規定する業務は同法三条一項、五条及び二三条にいう相互銀行業に該当するが、元来この種の相互銀行業はその業務の性質上株式会社である相互銀行でなければ、これを営むことができないわけのものではなく、単に法律上これを大蔵大臣の免許に係らしめ、大蔵大臣の免許を受けた、資本の額が一定の金額以上の株式会社である相互銀行でなければ、これを営むことができない旨規制したに止まり、法所定の相互銀行以外の者であつてもなお事実上右の相互銀行業を営むことができることはいうまでもな

い。されば、所論中相互銀行法においては相互銀行は必ず株式会社であることを必要とし、その法律上の性格は営利資本団体であるから、同法二条一項の行為についてもそれが営利の目的で反復継続してなされる場合にはじめて相互銀行業務となるとし、営利の目的がなければ同法違反の罪を構成しないという主張には俄かに賛同することができない。

しかして、同法一条は「この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するため、相互銀行について必要な規定を定め、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする」と規定して同法律の目的精神を明らかにしており、この目的精神、なかんずく「金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに、信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とすること」に照らして考察するときは、前掲諸法条において「相互銀行業（同法二条一項一号に規定する業務）を営む」というのは、反復継続の意思をもつて同法二条一項一号所定の掛金の受入を行うことを指称するものと解するのが相当である。勿論事実上の取引としては、右のような意思の下に右のような掛金の受入を行う場合には、通常その運営者が加入者から利息若しくは手数料の名義をもつて金銭を徴して利益を図り、その利益金や加入者の出資金及び掛金の運用益金から自己の運営報酬を取得する場合が多いであろうが、運営者においてかかる経済的利益を取得する意思の有無は、その反復継続の意思の有無を決定する標準の一つに成るに過ぎず、いやしくもその掛金の受入が反復継続の意思をもつて行われたと認め得る場合においては、その業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに、信用の維持と加入者の保護を図る必要のあることは、運営者に利益若しくは報酬を得る意思の有無にかかわらないものというべく、従つて、所論の点については営利を目的とすることは必ずしもその要件とするところではないと解すべきである。（昭和三九年一一月二四日大法廷判決、集八巻一一号一八六〇頁参照）。

さればこれと同旨に出た原判決は相当であつて、所論の違法はなく、論旨は理由がない。

同弁護人の上告趣意第一点(二)及び第二点は、事実誤認の主張をいでず、第一点の(三)及び(四)は憲法違反をいうけれども実質は訴訟法違反の主張をいでず、第三点は量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三五年七月二六日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　垂　水　克　己

裁判官　高　橋　潔

裁判官　石　坂　修　一

昭和三一年(あ)第三六七〇号

弁護人朝尾皆之助の上告受理申立理由

被告人　安田貞信

第一点　原判決は、相互銀行法第二条第一項の解釈を誤り、本来相互銀行法違反とならない事実を同法に違反することは免れないものと認定した違法がある。

(一)　第一審判決は、本件事案は相互銀行法違反の罪を構成しないものであるとの弁護人の主張を排斥して第一中小商工事協同組合（以下組合と略称する）が、中小企業等協同組合法による事業協同組合であることを認め乍らもその事業を相互銀行業務なりとして、相互銀行法第二条第一項等に違反するものと認定した。

(二)　原審に於て弁護人は、相互銀行はその組織が株式会社であることを必要とし、その法律上の性格は、営利資本団体であるから相互銀行法第二条第一項の行為についてもそれが営利の目的で反覆継続される場合にはじめて相互銀行業務となるものであり、本組合の如く、中小企業等協同組合法によつて設立された事業協同組合は、非営利的組合組織であり、出資組織による人的結合体であつてその行う事業に営利性がなく、又相互銀行が営む相互銀行法第二条第一項第一号の業務と本組合に於ける事業とは、その遂行の形態にも相違する点があること等の理由を主張して、第一審判決の破毀を求めたのであるが、（控訴趣意第一点(五)項御参照）原判決は「給付、掛金が判示のとおりのものであることも原判決引用の証拠により認められるところであつて（中略）右の如き所為は、株式会社でない非営利組合がなしたとしても、又判示期間内判示の如く多数の加入者との間になしたものである以上たとえ営利の目的がなくとも、これを以て相互銀行法違反たることを免れることはできない。」と判示して弁護人の主張を排斥し原判決の認定を容認した。

しかし乍ら、相互銀行法に於ては、相互銀行は必ず株式会社であることを必要とするものであり、従つてその法律上の

性格は、営利資本団体であるから同法第二条第一項の行為についてもそれが営利の目的で反覆継続してなされる場合には
じめて相互銀行業務となることは、疑念をさしはさむ余地のないところであつて、営利の目的がなくとも相互銀行法違反
たることを免れないものだとする原判決の認定は相互銀行法第二条第一項の解釈を誤り、本来相互銀行法違反とならない
事実を同法に違反することは免れないものと認定した違法があるものと思料する。

若し原判決の右認定が正当なものとするならば、巷間広く行はれている頼子講は勿論のこと本組合と実質的に異る所の
ない事業（会員又は組合員との間に一定の期間を定めた日掛又は月掛の積立をさせ期間の中途に於て貸付をなし又は満期
の場合積立金を返還する事業）を行つている信用金庫法に基き設立されている信用金庫又は中小企業等協同組合法に基き
設立されている信用協同組合も、すべて相互銀行法違反を以て問擬されなければならない由々しい結果を招来するものと
謂はなければならない。

以　上

昭和三一年(あ)第三六七〇号

弁護人朝尾皆之助の上告趣意

被告人　安　田　貞　信

第一点　原判決は、憲法第三十一条又は同法第三十九条に違反し、又はその解釈を誤つてなされた違法があるものと思料さ
れ、この点に於て破毀を免れないものと信ずる。即ち

㈠　原判決は、相互銀行法第二条第一項の解釈を誤り、本来相互銀行法違反とならない事実を同法に違反することは免れ
ないものとした違法がある。

この点に関する事由の詳細は、弁護人に於てさきに提出した上告受理申立理由書第一点に詳記した通りであるから、
その重復をさけ、すべて之を茲に引用する。要するに原判決は罪とならない事実を犯罪なりと認定した違法があるもの
と信ずる。

㈡　本件事案は、期待可能性不存在により故意を阻却する事案である。即ち第一中小商工事業協同組合（以下組合と略称
する）は、相互銀行法の制定施行の約三ヶ月前に設立され、その事業を行つていたものであるが、若しその事業の遂行
が相互銀行法違反となるものとすれば、同法に何等の経過的規定がないので、組合は相互銀行法の制定施行と同時に直
に従前からの事業を停止し、清算手続に入らなければならなかつたものと謂はなければならない。而して組合に於て、
そうした処置をとらず従前からの事業を継続したことが相互銀行法違反の罪を構成したものと謂はなければならないこ
とになるが、当時そうした処置をとり同法を遵守することを被告人に期待することが不可能であつたとみるべき左の事
情が存在したものであると謂はなければならないのである。即ち

(1)　本組合が結成された昭和二十六年三月頃、本組合と同種の事業を行つていた組合（中小企業等協同組合法に基き設

立された事業協同組合）が大阪府下だけでも既に三十乃至五十位あつた。しかも大阪府商工課又は小中企業庁等に於ては、この種組合の事業が相互銀行法に牴触しないものだという見解をもつてその育成指導に当つていたことは証人吉川正義の供述に徴して寔に明瞭である。従つて組合業者としては組合の事業が相互銀行法に牴触するというが如きことは当時夢想だにもしなかつたところであり、被告人等に相互銀行法の制定施行と同時に前掲措置（事業の停止と清算手続）をとることを期待することは不可能であつたと謂はなければならない。

(2) 本組合が結成され、その事業に着手したのは昭和二十六年三月五日であり、相互銀行法が制定施行されたのは同年六月五日であるから、同法施行の当時、本組合にあつては既に相当多数の組合員を獲得してその出資積立並にこれに対する事業資金の貸付がなされ且つ組合の運営が順調に運ばれていた。従つて相互銀行法の制定施行と同時にこの種組合が前掲措置（事業の停止と清算手続）をとるとすれば、当然そこに収拾できない混乱状態が惹起されることとなるべく、その業態からみても被告人等にそうした処置をとることを期待することは不可能であつたと謂はなければならない。

要するに、本件事案は、期待可能性不存在により故意を阻却する事案であるのに拘らず、原判決がこれを相互銀行法違反の罪を構成するものであると認定したのは、罪とならない事実を犯罪なりと認定した違法があるものと信ずる。

(三) 原判決は、刑事訴訟法第四十四条の解釈を誤り、判決に同法が要求している理由を附せない違法がある。この点に関する事由の詳細は弁護人に於てさきに提出した上告受理申立理由書第二点に詳記した通りであるからそのすべて之を茲に引用する。憲法第三十一条に所謂「法律の定める手続」というのは、その手続が内容的に十分公正なものであることを要求する趣旨と解すべきであり、原判決が刑事訴訟法第四十四条の要求している理由を附せないことは、結局憲法第三十一条に所謂「法律の定める手続」によらずして刑罰を科した違法があるものと信ずる。

(四) 原判決は、刑事訴訟法第三百十八条の解釈を誤り、採証の法則を無視してなされた違法がある。

この点に関する事由の詳細は、弁護人に於てさきに提出した上告受理申立理由書第三点に詳記した通りであるからその重復をさけ、すべて之を茲に引用する。憲法第三十一条に所謂「法律の定める手続」というのは、その手続が、内容的に十分公正なものであることを要求する趣旨と解すべきであり、原判決が、刑事訴訟法第三百十八条の解釈を誤り採証の法則を無視してなされたことは、結局憲法第三十一条に所謂「法律の定める手続」によらずして刑罰を科した違法があるものと信ずる。

第二点　原判決には、判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があり、刑事訴訟法第四百十一条に該当する事由があるものと信ぜられ、この点に於て破毀を免れないものと信ずる。即ち

原判決は、第一審判決が被告人の代表理事就任前の行為をも代表理事の所為としたことは事実の誤認であることを認定しながらも、被告人が代表理事就任前に於ても本組合の業務を独裁的に執行していたものであるとして、右事実の誤認は判決に影響がないと認定しているのであるが、安部悌蔵が代表理事就任中は組合に於ける日々集金されてくる積立金等はすべて、安部悌蔵個人の印鑑により銀行に預金され、従つてその支出はすべて同人の承認による同人個人印の押捺がない限りなし得なかつたものであることは、証人大谷善次郎、同安部悌蔵等の供述に徴しても明瞭であり、安部悌蔵が理事長就任中に於ては、被告人が決して組合の事業を独裁的に遂行していたものでないことが極めて明瞭であると謂はなければならない。この点に於て原判決は刑事訴訟法第四百十一条第三号の判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認をなしているものであり、破毀を免れないものと信ずる次第である。

第三点　原判決の刑の量定は、本件にあらはれた証拠により認められる左記事実に徴し、甚だしく不当であり、刑事訴訟法第四百十一条第二号に該当する事由があるものと信ぜられこの点に於て破毀を免れないものと信ずる。

(1) 相互銀行法が制定施行された当時、本組合と同種の事業を行つていた組合が多数あつたのであるが、同法の施行に当つてこれ等組合の事業遂行に関し経過的規定を設ける等の法的措置が構ぜられなかつたのである。

(2) 大阪府商工課等に於ては、当時組合及同種の組合に対しては之を育成指導する立場をとつていたことは、証人吉川正義の第一審に於ける供述に徴しても明瞭である。

(3) 本組合の結成を企図計画したのは角田益次郎であり、初代々表理事は安部悌蔵であつたが、同人等は中途で本組合を脱退し別に同種の事業協同組合を結成し、同一事業を開始するに至つたので被告人はやむを得ず本組合の代表理事に就任しなければならないことになつたものであり、被告人としては角田益次郎及安部悌蔵等に巧みに利用される破目に追込まれたものである。

(4) 本組合と同種の事業を行つていた組合が大阪府下だけでも相当多数あつたのであるが、相互銀行法違反として処罰を受けた事例に接しない。猶本組合の結成を企図計画した角田益次郎及初代々表理事安部悌蔵等はいずれも不問に付され、同人等に巧みに利用された被告人のみがその責任を追究されているのが本件事案である。

(5) 当時の同種同業の組合の内、現在残存して事業を継続しているものがあることは証人吉川正義の第一審に於ける供述並びに被告人提出の上申書に添付した営業案内書等からみても明瞭である。

(6) 本組合の外務員の内には、自己の勧誘成績の向上を図らんとする余り組合員の獲得につき無理をした形跡は之を認められるのであるが、被告人としては、本組合結成の当初より終始組合の活動が中小企業等協同組合法に基く事業協同組合の本質を逸脱することがあつてはならないことを強調し、之に努力してきたものであり、そのことは被告人提出の上申書に詳細認められた通りである。

(7) 従つて本組合に於ては、金銭の出納が明確になされこの種組合にあり勝である役員の浮貸等横領背任の事実は全然なく、却つて被告人は本組合員のために自己の資財を投じているのである。

本件の取調が開始せられた当初は、勿論被告人に横領背任等の疑がかけられ、その容疑の下に数ヶ月に亘る取調がなされたものであるが毫もそうした不正が無く、結局相互銀行法違反として起訴さるるに至つたものであり、本組合にのみとられた異例の措置である。

(8) 一部組合員又は非組合員の本組合乗取りの策動がなければ被告人の立案計画した方法に従い組合財産を処分し、且つ貸付金の回収を図れば組合員に対して殆んど損害を与へることなくして清算を結了し得た情況にあつたものであるが、一部組合員又は共産党員を含む非組合員の暴力的組合乗取りの策動のため、それを果すことができず、被告人は自己の意思に基ずかずして組合の代表理事の資格を奪はれ、組合の最大の財産であつた事務所を僅少な債務の代物弁済として引上げられることとなり被告人は相当多額の私財を投じ債務の弁済に当つたが、結局組合員に迷惑を相掛ける結果となつた。而も本組合はそうした経緯の下に就任した役員により現在猶組合員に対する貸付金の回収等をなしつゝあるのである。それ等の事実についても被告人提出の上申書に詳細記載されているのみならず、証人山下栄松、森恵美等の第一審に於ける供述に徴しても亦明瞭である。

(9) 被告人には全然前科がなく、本組合の事業が結果的に多数の組合員に損害を蒙らしめることになつたことを深く後悔している。

以上(1)乃至(9)の事実に徴し、本組合の事業に関し、被告人のみを実刑を以て処断することは、寔に苛酷な嫌いがあるものと信ぜられますので、原判決を破毀し執行猶予の恩典を与へられんことを懇願する。

以　上

（昭和三十一年十二月八日附）

昭和三一年(あ)第四五六一号

決　定

本　籍　茨城県多賀郡十王町大字高原一六一六番地
住　居　同県高萩市大字秋山二四二一番地
無　職　土田尊則　昭和五年三月五日生

本　籍　茨城県日立市大字宮田一三二三番地
住　居　同県高萩市大字島名一三七八番地　山辺はる方
人　夫　伊藤武雄　大正一五年八月一〇日生

本籍並びに住居　茨城県高萩市東町二番地
人　夫　橋口兼雄　明治四四年一月三〇日生

右土田に対する爆発物取締罰則違反、傷害、伊藤に対する爆発物取締罰則違反幇助、傷害、橋口に対する傷害各被告事件について昭和三一年一一月二六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次

昭和三五年七月二六日決定　昭和三一年(あ)第四五六一号

一

のとおり決定する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

被告人土田尊則の上告趣意は、事実誤認の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

被告人三名の弁護人佐藤義彌、同青柳盛雄、同倉田哲治、同池田輝孝の上告趣意第一点について。

論旨は憲法三一条違反をいうけれども、その実質は単なる刑訴法違反の主張に帰し、上告適法の理由とならない。なお原判決は、被告人土田に対しては、一審判決認定の各事実はその挙示する照応証拠によつてこれを肯認することができるから、その事実認定には誤りはないが、ただその量刑が不当であるとして一審判決を破棄自判したものであつて、かかる場合においては控訴審としてさらに改めて事実の認定および証拠説明をする必要はなく、第一審の確定した事実に対し法令を適用の上量刑をすれば足りる、とすることは、当裁判所の再次の判例とするところである。

同第二点について。

論旨は憲法三一条違反をいうが、その実質は単なる刑訴法違反の主張に帰し、上告適法の理由とならない。なお記録によれば、所論被告人伊藤武雄の検察官に対する供述調書は、(1)昭和二七年七月一五日付供述調書（記録三冊、一四四六丁）、(2)同年九月一六日付供述調書（記録四冊、一八八一丁）、(3)同年同月二二日付第二回供述調書（記録四冊、一八九三丁）の三通があり、そして右各調書冒頭記載の被疑事件の罪名によれば、右(1)は暴力行為等処罰に関する法律違反等被疑事件について、右(2)と(3)とは爆発物取締罰則違反被疑事件についてそれぞれ作成せられたものであり、右(2)と(3)のうち、(3)については、特に「第二回」供述調書と題記せられているから、右(2)は単に「供述調書」と題記せられているけれども、右罰則違反

被疑事件についての「第一回」供述調書であることが自から明らかである。そして、一審判決は、右(3)の「第二回」供述調書を証拠として挙示していないこと判文上明白であり、しかも判示第一の事実については、単に前記被告人の「検察官に対する供述調書」として挙示しているけれども、判示第二、第三の事実については、特に右と区別するため「第一回」の文字を附加し「検察官に対する第一回供述調書」として挙示していることも判文上明白である。してみれば、前者は右(1)の供述調書を、後者は右(2)の供述調書を指示するものであることが明らかである。それ故一審判決には、所論のような違法は存しない。

同第三点1について。

論旨は、一審判決が判示第二、第三の事実について証拠とした所論各検察官供述調書は、刑訴三二一条一項二号に違背してこれを採証した違法があるとの控訴趣意に対し、原判決は何らの判断を示していないから、判断遺脱、審理不尽の違法がある、との単なる訴訟法違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。なお、原判決には、所論指摘のような判断遺脱の違法があるけれども、後記上告趣意第三点2について説明するとおり、所論各検察官供述調書もまた刑訴三二一条一項二号の要件を具備していると認められるから、一審判決がこれを採証したことには何らの違法はなく、従つて原判決の右違法は判決に影響を及ぼさず刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

同第三点2について。

所論は、刑訴三二一条一項二号にいう「前の供述と相反するか若しくは実質的に異つた供述」とは、被告人がその供述者に対し反対尋問の機会を有する証拠調の段階においてなされた供述をいい、刑訴二九一条二項の冒頭手続の段階における陳述は単に公訴事実に対し争点を整理明確にするに過ぎず、検察官供述調書に対応するような事実に関する供述ではないのみならず、被告人は共同被告人の陳述に対しては何ら反対尋問の機会を与えられていないのであるから、冒頭手続における共

昭和三五年七月二六日決定　昭和三一年(あ)第四五六一号

同被告人の陳述はこれに含まれないと解すべきである、従つて一審判決における所論各共同被告人の検察官供述調書の採証は右法条に違反する違法のものであり、これを是認した原判決もまた右法条に違反し憲法三七条二項、三一条に違反すると主張する。

しかし、刑訴二九一条二項の冒頭手続の段階における共同被告人の陳述であつても、それが事実に関する供述を含む限り、共同被告人の供述として、その供述者本人のみならず被告人に対する関係においてもその証拠能力を否定されるべき理由はないし、そしてその陳述内容が前に検察官に対してなした供述と相反し又は実質的に異なるものであり、しかもそれをその後の手続段階においても依然維持している場合には、たとえ共同被告人が所論のように証拠調の段階において供述をしていなくとも、冒頭手続における右陳述は、刑訴三二一条一項二号にいう「公判期日において前の供述と相反するか若しくは実質的に異つた供述」に当たると解するを相当とする。

記録によつて第一審における本件訴訟の経過を見ると、被告人土田を除く所論被告人等は、冒頭手続においていずれも、前に検察官に対してなした供述とは相反するか又は実質的に異なるところの各公訴事実全面否認の陳述をなし、最后までこれを維持して変らなかつた事実が認められるのみならず、冒頭手続の段階においては兎も角として、証拠調の段階において、特に所論各検察官供述調書（一審判決判示第一関係のもののみならず、原判決が判断を遺脱した判示第二、第三関係のものをも含む。）の証拠調施行前においては勿論その后においても所論各被告人又はその弁護人等は、刑訴三一一条三項の規定による、裁判長に告げて所論各共同被告人に対し同条二項の供述を求める機会が十分与えられており、一審裁判所において何らこれを制限した形跡すら認められず、却つて所論各被告人又はその弁護人等においては、自ら敢えてこの権利を行使しようとしなかつた事実が認められる。

そして原判決は、所論のように、右の相反するか又は実質的に異つた供述がなされたとの一事により直ちに証拠能力を肯

定したものではなく、刑訴三二一条一項二号但書所定の特信情況の存在をも肯認した上、一審判決判示第一の事実に関する所論各検察官供述調書の採証を是認したものであることその判文に徴し明白であるし、また、前記のように、原裁判所が判断を遺脱した同判示第二、第三の事実についての所論各検察官供述調書もまた、その各供述内容から見て前記全面否認の各陳述よりもこれを信用すべき特別の情況があると認められるから、これを採証した一審判決には所論のような刑訴法違反の違法はなく、従つてこれを維持した原判決は結局正当なるに帰する。

それ故、所論違憲の主張は、その前提において失当であつて上告適法の理由とならない。

同第四点について。

論旨は、事実誤認とこれを前提とする単なる法令違反の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

同第五点の一と三は、事実誤認の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。同第五点の二の論旨中違憲をいう点は、記録に徴しても所論各検察官供述調書の任意性は優にこれを認めることができるから、その前提を欠くものであり、その余の論旨は単なる刑訴法違反の主張であつて、すべて上告適法の理由に当らない。

同第六点は、量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。

被告人三名の弁護人竹沢哲夫の上告趣意については、その採用できないこと前記弁護人佐藤義彌外三名の上告趣意第三点2について説明したところによつて明らかである。

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三五年七月二六日

最高裁判所第三小法廷

昭和三五年七月二六日決定　昭和三一年(あ)第四五六一号

昭和三五年七月二六日決定　昭和三一年(あ)第四五六一号

裁判長裁判官　河村又介
裁判官　島保
裁判官　垂水克己
裁判官　高橋潔
裁判官　石坂修一

昭和三一年(あ)第四五六一号

被告人　土田尊則

被告人本人の上告趣意

事件当時、昭和二十七年五、六月から九月頃、それは全国的にみられた現象ではあるが、特に炭鉱地帯に於る失業者の発生はひどいものであつた。

炭鉱の不況から失業者は続出し冬期は山林に職を求めてゐた。半失業者も夏枯れの為め完全に職を失ないこれらの失業者は連日職安に職を求めてあとを絶たなかつた。人口わずか三万たらずの小いさな町に失業者は三千以上に達した。職安に登録された失業対策事業の人夫だけでも八百名をこえそれら人夫の生活はまつたくヒサンを極めてゐた。この失業者救済の唯一の道である失業対策事業（失対）人夫の一月の就労日数はわずか十六、七日であり多いときでも二十一日位しか働けなかつた。賃銀は平均一七五円、月三千円未満の収入でどうして生活が出来るだらうか、憲法第二十五条では健康で明るい文化的な生活が保障されてゐるが、これが一体文化的な明るい生活と云へるであらうか、全く野犬収容所の犬にもおとる生活をしてゐたのである。

我れ〳〵はこの様な生活を改善し向上させこの状態から一日も早く脱却するためあらゆる努力を払つて来た。然し、一人一人の力、箇々人の力ではどうにもならないことを身を以つて経験した。

当時の高萩地区自由労働組合では、この様に生活に苦しむ組合員の生きる為めの様々な要求

一、定職につけよ　一、就労枠の拡大　一、首切反対　一、夏季手当の支給等十二項目の請願書を提出十数回にわたる請願陳情を操返して来た。

処が当局は「予算がない」の一点ばりでそれらを解決すべき何等の誠意を示めさずあまつさへ請願陳情団に対し警察は武

力によつて介入して来たのである。然し当局が云う様に本当に予算がなかつたのであろうか、一例をあげれば宇部興産向洋炭鉱の鉱産税と公然と町会で脱税を認め貧ボー人からは情け容シャなく税金を取立納められないものに対しては差押を強行した。大金持には公然と脱税を認め貧ボー人の生きるための請願陳情運働は警察の武力で押つぶすこれが当時の当局のやり方であつた。

おそらくはのべ千名以上にのぼる県下の警察の動員に使われた金と前記鉱産税を取立これら失業者の要求に応へても尚あまりあつたであらう、にもかゝわらず当局は何故か失業者の要求など見向もしなかつた。

勿論われ〳〵は町当局あるいは職安、事業主体のみで要求のすべてが解決出来得るものとは思はない。たゞそこに当局が生活に苦しむ町民の事を考へ誠意さへあればこれらの問題を県当局や政府に訴え働きかければ何等かの解決策を見出だす事が出来るであらうと考へるのである。

生活は日増に苦しくなるお盆が近づいてくる、しかし当局は一向に動いてくれない、我れ〳〵はこの急場を打開するために町当局に議会を開き対策をたてゝくれる様再三再四要請した、しぶ〳〵腰を上げた当局が議会を開いてみれば共産党の議員がたつたひとり……これでは話しにもならない。

それでも我れ〳〵は「仕方がない」と手をこまぬいて締らめられる様な生活にゆとりはなかつた。組合は再度町会を開く様申入れ組合員は町議の家をおとずれ窮状を訴へ町会に出席してくれる様コン請した。その努力の結果六月三日町会は開かれた、然し当局は議場に町長お抱の暴力団を入れ傍聴者に挑発をかけ警察と連絡をとり警察は、六尺棒ピストル防毒面、サイルイガスまで用意して場害で町会を見守る組合員におそいかゝろうとしたが統卒ある組合員は挑発にものらず整然と退場した。

その后、当時の町長安村篤氏は町民の苦しみをよそに約一ケ月も町政を放キしてかへりみず水戸の某温泉旅館に逃ヒし

た、留守をあづかる助役大部七郎氏は我れ〳〵自労（自由労働組合）の代表に対し「自労？……次郎か三郎か知らない、その様な名の病気もあつた」などとうそぶきすくなくとも自労八百名の代表をブジョクしあまつさへ「失対乞食」「救済乞食」と我れ〳〵人夫をブベツした。

これが仮りに冗談としても助役と名のつく為政者の云葉であらうか、街の無頼の徒がケンカでも売るが如き暴云である。この様にして助役は一貫して組合員をおこらせ不祥事を引きおこし警察の権力を介入し組合に対する弾圧の機会を作るための挑発者としての役割を果たして来た。

もはや我れ〳〵はつくすべき手はつくした、当局には一片の誠意すら見受ける事は出来ない、残された道は一つそれは全組合員がこの当面した苦しみを打開すべく話し合う事である。

昭和二十七年六月十七日我れ〳〵組合員は秋山小学校々庭に於て要求貫テツ総ケツ起大会を開きそれまでの交渉の経過報告と今后の問題について真剣に評議してゐた、その最なかに助役大部七郎氏を始め日立職安高萩分庁舎主任小林正氏その他戦災復興事務所、県土木事務所町土木課の各代表が会場に来て助役がそれらを代表し組合員に対し「職場復帰と歩引」を宣云逃げる様に立去ろうとした。我れ〳〵が前記要求の任について助役に交渉に行けば居留守を使つたり面会を拒絶したり、あるいは警察立会でなければ交渉に応ぜず必要以外に組合を警戒してゐた助役が少数の人数でしかも組合員が三百名も集つてゐる大会々場にやつて来て喰いないからこそ賃上や枠の拡大等を要求してゐる我れ〳〵に歩引を宣云する……これは挑発以外になにものもないであろう。

いつも交渉に応じなかつた助役や職安事業主体の代表が来た事は我れ〳〵に良いしらせでもあるのかと期待したがその期待はうら切られ「歩引」を宣云して立去ろうとしたのである、従つて組合員は帰ろうとする助役に「助役さん待つてくれ回答を聞かせて下さい」と引止め様とした、助役はすがりつく組合員を振り切つてかけ出し自から足をとられて転んだ、それ

を助けおこそうとした際Yシャツの袖が破れた、この様なサヽイな問題はあつたが、いわゆる、「引ずつた」とか「小突いた」と云う様な問題は全くなかつた、この事は大衆の面前で行なわれたことであり事実無根であることは大衆の等しく認めてゐる処である。

しかも、彼等の歩引すると云う理由は、職場を無断ではなれたからと云うのであるが我れ〳〵はかつて一度たりと職場を無断ではなれた事はないしその様な事の出来るわけもなかつた。

当時組合では十数回の団体交渉または委員会大会等様々な会議のたびに全員若しくは十数名のものが参加したが監トクの許可を受ければ職場を離脱しても良いことになつてゐたそればかりか、本事件后二十八年までは歩引されることなしに自由に組合活動が出来たのである、まして当日はそれぞれの現場監トクに許可を受けて大会に参加したのである、この事は証人である現場監トク（猪内現場）原一氏の証云をみてもわかる。

従つて我れ〳〵が「歩引を取消してくれ」と要求した事は当然な労働者の権利であり団体交渉である。起訴状によれば「歩引を取消せと口々に叫び多数の気勢を示めして云々」とあるがすなわち働く者は団結し団体行動する基本的な権利がありこれが威力であるからこそ経済的に弱者である働く者の自からを守る手段となるのである。

幸いに「恐カッ」関係は無罪になつたが要は、この様なサヽイな問題をさも重大な事件であるが如きにさわぎたてる検察庁を始め警察町当局のやり方であるそれは当時、町の民主勢力の中心となつてその頃国会に上程されてゐた悪法破防法反対の先頭に立ち、炭鉱労働者や町民に共斗を呼びかけ町政の不正をバクロし常に町民の利益のために斗つて来た自労の団結の力を恐れた当局が組合を弾圧するために仕組んだお芝居に外ならない。

こうして六月十七日大会は歩引を取消し無事に終了解散したが、それから約半月も過ぎた七月四日早朝「暴行傷害罪」で組合幹部十二名が逮捕された。これらの事件が実際に我れ〳〵被告の犯行であるとするならば、現行犯で当日でも翌日でも

逮捕は出来たわけである。何故に被害者も証人もあるにかゝわらず半月も過ぎてから逮捕したのであらうか。

当局は一応挑発をかけ騒をおこしてはみたもののたゞこれたけの問題で組合員を逮捕する事はおそらく世論の反撃をおそれて出来なかつたのであらう。何故ならば良識ある町民は当時の警察の行過ぎたやり方に反感をもつてゐたからである。

そして次におそるべき事件を企んだ。それは七月二日夜の大部七郎宅のダイナマイト事件である、この夜相被告人伊藤武雄、芳賀茂、大久保彦一郎等と被告人自宅に於て世間の話に興じ組合運働等について話をしてゐた。この頃何者かゞ助役宅にダイナマイトを投込んだのである、そして翌々日四日の幹部十二名の逮捕となつたわけである。

逮捕されておどろいたことは「暴行傷害」は単なる逮捕するための名目で実際は七月二日夜のダイナマイト投入事件の犯人に我々を仕立ようとした事である。

「取調べ期間中その大半はダイナマイト事件の事で調べられた」と相被告人等が等しくのべてゐる事でもそのイン謀のほどが伺いる。勿論、我れ〳〵の関連した事件でなく取調べを拒絶したが警察や調官はなほも執拗に喰い下りなんとか犯人にしようとしたが何等得る処なく前記校庭事件の「傷害、恐カッ」で起訴し保釈した。

その后も当局は組合に対し挑発と弾圧の手をゆるめはしなかつた。然し彼等がいかに弾圧をしようと我れ〳〵はこの斗を放キする事は出来ない放キする事は我れ〳〵の死を意味するからである。弾圧すればするほど我れ〳〵は団結を固め当局は町民から信頼を失なうばかりであつた。

ちようどその頃我れ〳〵組合員の中から窃盗容疑者として数十名の者が逮捕され裁判に附され投獄された者が出た。このことは失業者の生活がいかに極度に困窮してゐたかを物語つてゐる、生活が極度に窮迫した者は気の弱い者は自分の生命を自からの手で断つか、ある者は喰うためにあへて犯罪を犯す気にもなつたであらう、むしろある意味に於ては組合はそれら犯罪の予防のために大きな役割を果して来たとも云へるのである。

強いて我れ〳〵四人の被告がダイナマイトを投込んだと云うならばそれはなんの目的のために行なはれた犯行であると云うのか、一つの犯罪、一つの行動の前には何等かの目的をもたねばならない。検察当局が云う様におどして要求を解決しようとする目的のために行なわれた犯行であるとするならばそれは笑物である。助役一人をおどして見たつてあるいは殺して見たつて我れ〳〵の要求がいれられるか否か三才の童児でも考への及ぶ処であらう、だからこそ組合は「町会を開いてくれ」「県や政府にお願いしてくれ」と再三にわたつて町当局にお願いして来たのである、我れ〳〵の交渉相手は助役箇人助役一人ではなかつたのである。

一、二審とも我れ〳〵は終始無罪を主張し証人をあげて来たもはや云うべき云葉はつくした、この上は口頭で弁論を開かれた上原審差もどしが当然であると考へ就職や生活上の問題で一、二審の判決を不満としながらも上告出来なかつた相被告人大久保彦一郎、芳賀茂等と共に希望する。

以上

昭和三一年(あ)第四五六一号

弁護人佐藤義彌、同青柳盛雄、同倉田哲治、同池田輝孝の上告趣意

第一点　原判決は、憲法第三十一条、刑事訴訟法第四〇〇条、同四〇四条、同三三五条に違反するので破棄を免れない。

即ち、原判決は、その主文に於て

「被告人土田尊則に対する原判決を破棄する、被告人土田尊則を懲役六年に処する」

旨の判決をなしていることは明かである。

而して、右理由の末尾に近く、

「検察官の論旨第三点は理由があり、被告人土田尊則に対する原判決は破棄を免れないので、刑訴法第三九七条第一項に則つて、これを破棄し、更に同法第四〇〇条但書に従つて判決することとし、被告人土田尊則に対して原判決の認定した事実を法律に照らすと……」

と判示しているのである。

思うに刑事訴訟法第四〇〇条但書により自判する場合は、刑訴法第四〇四条により、その判決は、有罪判決の場合は、刑訴法第三三条に従い、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならないことは云うまでもない。

而して原判決は「被告人土田尊則に対して原判決の認定した事実を法律に照らすと」とのべているだけで、罪となるべき事実として原判決の認定した事実を引用する旨明かにしていないのであるから、罪となるべき事実の判示もないものと

云わねばならず、更に、証拠の標目は全然判示されていないのである。

従つて原判決は、刑訴法三三五条に定むる罪となるべき事実及び証拠の標目を欠いたものであつて、全く有罪判決としての体をなさないものと云わねばならぬ。

被告は、原判決により一審の判決より重く、六年の刑の云渡をうけている。これは、一審に比較し、新たに二年の刑の云渡を受けるに等しいのである。従つて、如何なる証拠により、如何なる事実に付、かゝる刑の云渡をうけるのかを知る権利があるものである。刑訴法第三三五条は、裁判所の専断による刑の云渡に対し、その客観的基礎を国民全部に明にするための規定で、憲法第三十一条の法定的手続の保障をうけた、現行の刑事手続の核心をなす規定である。従つて右刑事訴訟法の規定の違反は右憲法第三十一条に違反するものと云わねばならず、原判決は此の点に於て破棄を免れないのである。

第二点　原判決は、土田尊則の弁護人佐藤義彌他二名の論旨第三点についてと表示する部分に於て、

「しかしその調書の記載内容から見て、原判決が判示第一の事実に対する証拠として挙示する検察官に対する供述調書というのは、昭和二七年七月十五日附のものを指し、判示第二、第三の事実に対する証拠として挙示する検察官に対する第一回供述調書というのは昭和二十七年九月十六日附のものと指すことが明かである」

と判示する。

思うに、刑事訴訟法第三三五条の有罪判決の理由に記載すべき証拠の標目とは、右記載により何れの証拠であるかが明白になる様に摘示されなければならないと解する。しからざれば、原判決の様に、調書の記載内容から見て、……の供述調書は、……日附のものであることが明かであると救済しようとはかつてみても、ただ莫然と、伊藤武雄の検察官調書と云つてみても、検察官調書が三通ある以上、どの調書をさすものかと云う事については、しかく原判決の云う様に、明かであるとは到底云えないからである。弁護人は、上級裁判所は、下級裁判所の判決の救済機関ではないのであるから、違法な点は違法としてどし〳〵指摘し、その是正をはかることこそ、裁判の公正信用を高めるために必要と考えるのである。

かくて、原判決は、刑事訴訟法第三三五条に違背し、右条項は、前記の通り刑事手続の核心をなす規定である以上、右違背は法定手続を保障した憲法第三十一条にも違背するので、原判決は此の点に於て破棄を免れない。

第三点　原判決は、判断遺脱、審理不尽、憲法第三十七条二項、憲法第三十一条、刑事訴訟法第三二一条一項二号違背の違法があり、破棄を免れない。

即ち、

1　弁護人佐藤義彌他二名の控訴趣意第一点は、第一審判決が判示第一の事実の証拠として、被告人全光烈、同齊藤清重、同伊藤武雄、同米持富太、橋口兼雄の検察官調書を採証したことの違法と、判示第二、第三の事実の証拠として被告人伊藤武雄、同芳賀茂、同大久保彦一郎の検察官調書を採証したことの違法を攻撃しているのである。

而して、此の点に付ての原判決の判断は、

「本件につきこれを見るに所論の被告人全光烈、同齊藤清重、同伊藤武雄、同米持富太、同橋口兼雄は原審における昭和二七年十一月二七日の第二回公判廷において、いずれもその他の各被告人と同じように公訴事実のすべてに対して全面的に否認する旨の供述をしている。」……だから証拠能力があるのだと云うのである。

従つて原判決は控訴趣意第一点の前段の部分に対する判断は一応していることになるが、後段の部分、即ち、判示第二、第三の事実に関する、被告人伊藤武雄、同芳賀茂、同大久保彦一郎の検察官調書の点に付ては、全く判断をなさず、判断を遺脱していることは明かである。

これは、原審が控訴趣意書を十分に検討することなく、ただ、事務的、機械的に処理することに窮々としている実体を明白に示すもので、かかる違法を看過することは、著るしく正義に反するので、判断遺脱、審理不尽を以て原判決は破毀せらるべきである。

2　原判決に云う、被告人全、斉藤、伊藤、米持、橋口の第二回公判廷における供述を見よう。

「被告人全　公訴事実第一について土田の陳述と同趣旨で私はやったこともなければ見たこともないのであり、無罪を主張する。

被告人斉藤　公訴事実第一について土田の陳述と同趣旨で否認する。

被告人伊藤　公訴事実第一、第二について土田の陳述と同趣旨で否認する。

被告人米持　公訴事実第一について土田の陳述と同趣旨で否認する。

被告人橋口　公訴事実第一、第二について土田の陳述と同趣旨で否認する」（九〇丁）

と云うのである。

次に判示第二、第三の事実に関する被告人等の冒頭陳述を見よう。

「被告人土田　大久保、芳賀、伊藤と共謀したことはない、又高萩町助役大部七郎方居宅を破壊しようとする目的で導火線附のダイナマイトを装置したこともない、以上により公訴事実は全面的に否認する。

被告人大久保　土田と同様否認する。

同　芳賀　土田の陳述と同趣旨で公訴事実を否認する。

同　伊藤　土田の陳述と同趣旨で公訴事実を否認する」

（第一冊の二、被告事件に対する陳述）

右にのべた様に、前記被告人等は、冒頭手続に於て、公訴事実を否認する旨の陳述をなしているにすぎない。冒頭手続とは各被告が自己の公訴事実に付て認否を明かにし、争点を整理するために行われる手続であつて、証拠調に入る前の段階であることは詳論するまでもない。

従つて、検察官調書に対応するが如き事実に関する供述ではないのである。刑訴法第三二一条一項二号に所謂「公判準備、若しくは公判期日に於て前の供述と相反するか、若しくは実質的に異つた供述をしたとき」とあるのは、公判準備若しくは公判期日の証拠調の段階で事実に関する供述をなして、その供述が、前の供述と相違する場合或いは事実に関する供述を拒否する場合を指すもので、冒頭手続に於て、単に自己に対する公訴事実を否認すると云う様な場合を含まないことは云うまでもない。

(イ)　即ち、公判手続中の冒頭陳述の段階では、これを認否或いは意見陳述と称して、当該被告に対し裁判所以外の他の関係者より詳細な訊問は別に被告人訊問の際にゆずつて、此の段階では制限されるのが通常の手続の進行であつて、未だ当該供述者に対する反対訊問の機会は与えられて居らないのである。

(ロ)　供述者の公判準備又は公判廷における供述と、検察官調書とを対比し、その相違点につき何が故に相違が生じたかをたしかめ、かくて特信性の判断に進むと云うのが、刑訴法第三二一条一項二号の法意である。公訴事実を否認すると云う陳述があれば、右法条により検察官調書は証拠能力があると云うのでは、裁判所が、右法条による証拠能力を自ら判断するという機会を自ら放棄するものであつて、公判は、調書を提出採用するためのトンネルにすぎないと批判されても、何等の弁解ができないであろう。原判決のかかる考え方は明かに刑訴法第三二一条一項二号の法意をジユウリンするものである。

(ハ)　而して右法条は、憲法第三七条二項をうけた刑訴法第三二〇条の原則に対する例外規定であるので、右違背は結局

憲法第三七条二項に違背すること明かであり、更に現行刑事訴訟手続の直接主義、口頭審理主義に基く規定でもあるので、憲法第三十一条にも違背するのである。

此の点に於て原判決は破棄されねばならぬ。

第四点　原判決は、法令の適用の誤りがあり、著るしく正義に反するので破棄を免れない。

一審判決は、「大部七方居宅を損害する目的を以て」と、判示し、爆発物取締罰則を適用する。右判示によれば、右罰則第一条の「人の身体財産を害せんとするの目的を以て」に該当すると云うのであろう。かかる目的はなかつたのであるから、刑法第一一七条を適用すべしとするのが、村上弁護人昭和三十年十月十日付控訴趣意書第二点である。

これに対し原判決は、「所論はすべて独自の立場から、原判決の事実の認定並に法律の適用を非難するもの」として一蹴している。

大久保彦一郎の、昭和二十七年九月二十二日付検察官調書によれば、

「土田は今晩大部助役の家に行つて、ダイナマイトで脅かしてくるから手伝つてくれ」と云つたのである。

芳賀茂の、昭和二十七年九月十七日検察官調書によれば、

「土田君は私達に、大部助役はいくら交渉しても駄目だから、丁度ダイがあるからこれで助役をおどかしてやつぺと云つた。土田はその時右手にダイナマイト一本をもつていて之を私達に見せ乍ら、どうせ交渉では駄目なのだからこれを玄関あたりにやつてやつぺと云いました。」

とある。

要するに、被告土田がダイナマイトを使用した事実があるとしても、それは、大部助役の居宅を損壊する目的ではなくて、ドカンと音をさせて、大部助役を脅かそうと云うのである。従つて、同助役の居宅の損壊の結果はなく、チリ取りが

こわれ、戸、障子が若干、いたんだ程度の結果にあわつたのである。又、後記の様に、大部七郎自身も、「誰か、石でもなげたろう」位の感じでいたし、大部たかも、「父から誰かがいたづらをしたんだから寝ろ」と云はれて床についた様な状態であり、近所の者たちも起き出してくると云う様なこともなかつたのである。

かかる場合は、刑法一一七条の未遂を適用すべきものである。

原判決には事実誤認、法令適用の誤りがあり、破棄しなければ著るしく正義に反するのである。

第五点　原判決は憲法第三八条二項、刑訴法第三一九条に違背し、重大なる事実誤認をおかしているので破棄を免れない。

一、大部助役方で、昭和二十七年七月二日夜爆発したのはダイナマイトでなかつたのである。

一審判決が「爆発物である雷管、ダイナマイトを使用し」と認定し、原判決も何等、これに疑をさしはさまずに、村上弁護人控訴趣意第一点、佐藤弁護人他二名の控訴趣意第四点を排斥しているが、これが事実の誤認であることは、爆発した物のにおいの点に於ても、爆発後の地面の形状の点に於ても明かである。

益子賢蔵（三二〇丁以下）

ダイナマイトはどの様な匂いがするか、

地面に仕掛けて爆発させてその匂いをかぐとあゝ臭いのです、又黒色火薬は硫黄臭いのです。

カーリットの匂いは、

特別の匂いはありません。

きな臭いと云うのはその中のどれに属するか、

黒色火薬の場合を云うものと思います。

ダイナマイトの匂いとはほど遠いのか、

私は遠いと思います。

この導火線の燃える速度はどうか、

一秒間に一糎以下で普通一分間に五十糎といつてあります。

大部七郎（二二四丁）

（三四丁）私は以前誰かが猟銃を打つた際その火薬の匂いをかいだことがありますが、その時の火薬の匂いのようなものでした。

大部たか（助役と同じ部屋―階下に寝ていたものである。）（二二九丁、二四二丁）

（三九丁）私は音がしましたのですぐ起きて服を着ました。そしましたら父が誰かいたづらでもしたんだろうから電気を消して寝ろと云いますので服を着たまゝ布団の中に入り目をさましていましたら、きな臭いので何かもやしたのかなと云いましたら父も臭いと云いました。

（三四一丁）きな臭いとはどの様な匂いであつたか、

花火の煙の様な匂いでした。

佐藤芳政（二五六丁）

その匂いは何の匂いと思つたか、

私は以前炭鉱で働いておりその当時袋詰になつた黄色の火薬を使つたことがありますがその火薬の匂いと同じでした。

ダイナマイトと黄色火薬の匂いとは同じようなものか、

全然違います。

ダイナマイトの匂いとは違うと鑑定しました。

高松政見「若い頃坑夫をしていたことがあります、ダイナマイトの匂いはダイナマイトによつてそれぞれ違います、その匂いは線香煙草（注、花火の誤記と思う）とか鉄鉋のような匂いとは違います」（二七一丁）

佐藤芳政（二六九五丁、二六九七丁）

実際にダイナマイトとを爆発させるとあの位ではすみませんが私の考えでは音はダイナマイトと同じく感ぜられましたが、爆発後に発生する臭気は一寸ダイナマイトと違うと思いました。

如何なる地形の地面上で爆発させてもダイナマイトを爆発させれば地面がほれる。

益子賢蔵鑑定書（六七六丁、六七七丁）

一、本鑑定資料の塵取の破損は火薬類の爆発によるものと推定す。

二、その火薬類の種別名称は不明である。

三、本鑑定資料の本片は火薬類の爆発によつて出来た破片と認められる。

四、本鑑定資料の導火線様のものは二種導火線の使用済のものである。

五、該導火線の使用方法は導火線に雷管を取付け爆薬に装填し、点火、爆発せしめたものと推定する。

六、該導火線の製作会社名は資料少く破損甚だしきため不明である。

以上の証拠を綜合すれば、ダイナマイトではない、通常の火薬の爆発であることが明かであろう。

自白調書にはダイナマイトと云う言葉が随所へ用いられているが被告等は、むしろダイナマイトをそれまで見たこともなく、使用した事もないのが大部分で、右自白調書に於てダイナマイトと云う字句が使用されている事は、むしろ、

捜査官に押しつけられて、その様な供述をしたものであることが、うかがわれ、本件自白調書の、任意性、信憑性を疑はしめるにすぎないのである。

二、一審で判示二、三の事実の証拠とした、伊藤武雄の検察官調書、大久保彦一郎の検察官調書、被告人芳賀茂の検察官調書は何れも任意性なきもので、これを採証したのは、憲法第三八条二項、刑訴法第三一九条に違背するのである。

a　客観的事実との喰い違い、

(イ)　ダイナマイトではないのを、ダイナマイトと如何にも事実ダイナマイトであつたかの様に供述している。

(ロ)　芳賀の供述調書による（昭和二十七年九月十七日付検察官調書）

「土田が右手にダイナマイトを持つていて、皆に見せたが雷管もついており、線も約五寸位の導火線がついていた」

起爆薬とダイナマイトは一緒につけてもつてあるくことはないことは常識で、原審の佐藤芳政証人（二六九七丁、二六九八丁）も明かに之を認めている。

(ハ)　五寸の導火線がついていたと前記芳賀調書は云う。五寸とは約十五㎝である、現場にあつた導火線の使用済のものは七・三㎝である。此の七・三㎝が果して使用された導火線の全長を示すか、それとも、とぴちつて一部だけ残ると云う事を予定すべきものかはわからないが、（又此の点については鑑定もしていない。）が十五㎝としても、その燃焼速度は、一㎝約一秒であるから、十五秒である。点火の際に、の燃焼と雷管の破裂の際の燃焼とを考慮すると、約十秒位と考えて間違がない。

大久保彦一郎の第二回警察調書によると、

「五、六分位道の左側に身を寄せていると突然私の、前を土田が勢よく弟のいる方にかけぬけて行つてしまつた。そ

こで私は直感的に土田がダイナマイトを仕かけて逃げ出したと考へたので、すぐに二十歩位にいる義弟茂の所へかけて行つたのです、私の姿を見た弟は駈け出そうとしたので弟に対し『かける必要がないからかけるな』と云つて急ぎ足で火の見の前を通りこした頃に、後の方でドカンと大きな音がした（一七四六丁）とある。僅か十秒そこそこの内に、この様な、土田がかけて来てそれからこの様な過程がふまれる程の時間は絶対にあり得ない。

b　任意性なきこと、

(イ)　伊藤の供述調書

家庭上のなやみがあり一日も早く出なければならない情況にあつた所、自白をすれば早く出すと仁平警部補に云はれ、今の関係から足を洗え、そして自白調書の作成を承知するなら一日も早く出してやる自分の保証もしてやると云はれた。釈放との引きかえの、自供調書は任意性をかくと云う事は起きない。

更に九月四日の仁平警部補の調書（一八四九丁）九月十二日の（一八六五丁）青木巡査部長の調書は、全くその記載の内容、形式、言葉づかいが同一である。伊藤の供述を録取したとすれば同一内容のものが二通出来る筈はない、全くこれは青木部長が、前の九月四日付の調書をひきうつして伊藤に署名捺印させたものである。伊藤も易々として署名捺印しているのである。伊藤は全く、調書作成の際の署名捺印機械をなしているのである。

これでその調書に任意性ありと云えるのであろうか。しかも同じ調書を二通つくる必要性は、芳賀、大久保にその調書を見せてその自白を強要するところにあるのである。

(ロ)　芳賀、大久保の調書は此の伊藤の調書を本にしてつくられたものである。しかもその調書を見せて、もう証拠があがつているからと窮迫状況におとしいれ、云えば出すからと云う事で自白をせまつたこと、更に大久保に対しては、逮捕後長時間にわたり食事をも与えなかつたことは右被告人等の原審公判廷の供述でも明かである。

(ハ) 捜査官たる、市毛勝証人は、口をぼかしているが、捜査課程に於て、むしろ事件の内容について被疑者等に、詳細に話したこと、物品を供与したことが、うかがわれ、看守の仲田信義証人も、被疑者等の話しの内容から、とんでもない事を云つたと伊藤が、他の被告等にあやまつていたことがうかがわれる。

市毛勝証人

「大久保を取調べた際、証人は被告人伊藤の供述調書を見ておつたか、その点ははつきりしません。」(一六三六丁)

「上申書が出てからは誰々はこうのべていると詳細に証人の方から聞いたか、お互に細かい点まで話合つたことはありました。」(一六四三丁)

「証人と鈴木部長の二人でお礼に来たと云つて私にバンと煙草をくれたのではなかつたか、はつきりしません。

それで看守が又つて来たのであわてて煙草の火をけしたり又バンに帽子をかぶせてかくしたりしたのではなかつたか。

そんな事をした記憶はありません。」

仲田信義証人

「三人は証人の部屋でどんな話をしたのか、

伊藤がとんでもない事を云つてすまないと云つているのを聞きました。

伊藤と会う前大久保と芳賀は今度の事件は何も判らないのだと口くせの様に云つていました。」(一七一八丁)

c 伊藤土田のアリバイ

(イ) 伊藤が帰りに土田の家の前を通つたら夫婦けんかをしていたと自供調書にある(一八九一丁)

「私か逃げ帰る際に土田の家の前を通つた時に土田と奥さんが大きな声で何事か云い合つていたので私は土田は近途をして帰つて来たものと想いました」所が爆発があつたのは十時三十四分であり、夫婦けんかは九時半—十時と見れる。(土田きぬえの供述一一〇二丁、中原豊の供述七五三丁)それ以後土田は、中島の所へ行つているのである。

(ロ) 事実は当夜伊藤は高松の家に行く途中で土田の家の前を通つて、夫婦けんかを見たのである。此の記憶があればこそ、同人の自供調書にもその旨のことが、チラと真実の部分として出て来たのである。

従つて四人で大部助役の所に行つたと云うのは、当夜の土田方の夫婦ケンカが上記のものである以上、絶対にあり得ないのである。

d 自白した三名の供述の喰い違い—謀議成立、ダイナマイトを見た事情がそれぞれ完全に喰い違い、到底記憶の喰い違いとは見られないのである。

(イ) 伊藤の昭和二十七年九月十六日付検察官調書によれば、「土田の所へ行つたら七ベエ等が来たので畑山の所へ行つて、又土田の所へもどつた、大久保、芳賀がひきつゞきいた、土田から「生命をくれ」と云はれて、—助役の所へ行くんだと説明された。その後又畑山の所へ行つていたら芳賀が再三、迎えに来た、土田の所へ行つたら出かけると云はれた、土田と歩いている時に、ズボンのポケットからダイナマイトを見せられた。」と云う事実が記載されている。

(ロ) 芳賀の昭和二十七年九月十七日付検察官調書によれば、土田の所に、四人集つたとき、土田は左手にダイナマイトをもつてどうせ交渉では駄目なんだからこれを玄関あたりにヤッペと云つた」となつている。

(ハ) 大久保の昭和二十七年九月二十二日付検察官調書によると「土田の所へ行つた時には他には誰もいなかつた。土田が大部助役の家に行つてダイナマイトで脅かしてくるから手伝つてくれと云つた。芳賀が来て、伊藤が来た、

住民登録関係で二名が来て、帰つたら、土田が家から出て行つた、芳賀にダイナマイトの事を聞いた。土田は帰つて来て、ズボンのポケットからダイナマイトを出して見せた」となつている。

此の三者間の喰い違いは救済すべくもないのである。

以上を綜合すれば、右自白調書は任意性なきこと明かである。

と云はねばならぬ。

三、第一審判決認定第一の事実は明らかに事実誤認であつて、右主張である村上弁護人控訴趣意第三点、佐藤弁護人他二名控訴趣意第五点を排斥した原判決は事実誤認が明かであるので破棄さるべきである。

即ち、昭和二十八年二月二十六日附検証調書における三、立会人の指示説明(イ)大部七郎の部分によると（一七七丁以下）

「そこで私はもう用はないんだからと言つて手を振り払いこの辺（ハ)点の実地）迄来ましたところ、人夫等が私のところに駈けつけ無理に私を引張つたゝめ、私はその場に倒れてしまいました。人夫等は倒れた私をそのまゝこの辺（ニ)点同）まで引ずつて来ました。そのため私のズボンは泥がつき、肘の部分に血がにじんでいました、それから私は起ち上り、駈足でこの辺（ホ)点同）まで来ましたが、又々人夫等に摑まり、この辺（ヘ)点同）まで連れ戻され、同地点において、一人の人夫が上衣を脱ぎ、その上衣を私の頭に冠せました。その際、私は人夫等に対して上衣は返すから私の身体を帰えしてくれと言つて、この辺（同ホ線の実地）から……休んでおりました。そこえ橋口兼雄と後藤吉一が来て未だ

解決していないことがある、話合うと云うので、私は疲れているから帰してくれと云つているところえ他の人夫、三、四名が来て話が判つたから帰つたらよかろうと云うことだつたので旧校舎わきを通り帰つたのです」

右調書における立会人江橋碩顕の指示説明（一七九丁以下）

「ところが人夫等はそんなことでは納得できないと言つて五、六人の者が駈けより、大部助役を同人が話をしていた位置の方え連れもどしました。しかしその際、助役がどの辺まで連れ戻されたのか、その頃私の周囲にも多数の人夫が居り、人蔭で助役の方が見えませんでしたから判りませんでした。

その中に助役は人夫等のかこみからぬけて駈け出し、その後倒れているのが私のいた位置から見えましたが、その位置がどこであつたとか、どんな話をしていたとか言うことまでは判りません……大部助役の右であつたか左であつたかは忘れましたが、肘の部分が鶏卵大に血がにじんでいるのをみました」

大部助役の説明では倒れて引ずられてから起き上つて駈け足をしたと云うのであるが、江橋の言を信用するならば、駈け足をしてから倒れたことがわかる。つまり大部助役が駈け足をして結局、雨あがりの校庭ですべつてころんでしまつたと云う被告の主張が裏付けられるのである。

更に、医師近藤宗政の供述をみても（三二七丁以下）

「左眼瞼下部に軽度の溢血があり、左拇指に皮下挫傷と溢血があり、左上体股関節に近いところに多動的運動に疼痛を訴えており、捻挫とみて三日間すれば日常生活に支障がないものと見ました。

どの程度の溢血であつたか、

溢血とは少し青黒くなる程度のものでありますがどの程度であつたかはつきり記憶にない。

大部七郎が来たときは、洋服がほこりになつており傷口はなく、血は出ておりませんで皮下溢血があつたゞけでし

た、大部七郎は方々が痛いと云つておりました。
裸になりました。裸にならないと外傷がどこにあるか判りませんので裸にしました。それで私が診断書に記載した以外には傷がありませんでした」
判決は被告人等が逃げる大部助役の身体を引張り、或は押したりし、更に倒れた同人の両手、両足、頭部等を持つて引ずつて暴行を加え、よつて同人に傷害を与えたと云うのであるが、前記近藤医師の証言からもうかがわれる様に右の傷害は要するにつきゆびと捻挫ということであつて、倒れたからだを地面上ひきづつて生じたものでは断じてない。もしその様にして出来た傷であれば擦過傷となり多少血がにじむことは必至だからである。従つて、右の傷の性質から見ても原判決の事実誤認は明かであつて、大部助役の右負傷は同人が駈けてころんで生じたものである。

第六点　原判決は、土田尊則に対し、懲役六年の刑を言渡した点に於て刑の量定が著るしく重きにすぎ、正義に反するので破棄を免れない。

一審は土田被告に懲役四年を言渡した。原審に於ては事実の取り調をしたが特に土田被告につき、その刑の量定を重からしめる様な証拠は何等なかつたのである。しかるに原審は、土田被告に対し懲役六年を言渡したのである。

百歩ゆずつて、土田被告が爆発物取締罰則違反を以て処断されなければならないものとしても、本件は大部助役の頑迷な態度に端を発し同人が高萩自労との交渉を拒否するので何らかの方法で同人の反省をうながし、スムースな交渉にもち込まんとの動機から発生したものと考えなければならない。又同人の居宅を損壊する意思ありとしても、それは不確定的なもので、むしろ目的は、音等によつて同人をおどろかそうと云う点が確定的な目的であつたものと考えなければならない。その結果を見ても普通の投石とさしたる差はなく、たゞ戸障子の若干の損害があるだけである。又、被害者方でもさしたる脅怖感をもつたわけでもなく、音で一応目をさましたが、明朝警察にとどけようと云う程度であつたのである。

従つて、その結果に照して考えても、動機、態様より考えてみても、土田被告に対する六年の刑は明らかに重きにすぎるものと云わなければならず、かゝる判決を是認することは正義に反するものと云わねばならない。

（昭和三十二年三月十四日附）

以　上

被告人　土田尊則
同　伊藤武雄
同　橋口兼雄

弁護人竹沢哲夫の上告趣意

第一点　憲法第三十七条第二項、刑事訴訟法第三二一条第一項二号違反

一、原判決は弁護人佐藤義彌他二名の論旨第一点に対する判断として、「共同被告人の検察官に対する供述調書は、被告人以外の者の供述を録取した書面である。だから該書面が被告人に対して証拠となるには刑訴法第三二一条第一項第二号に該当するものでなければならない。」とし、更に「本件につき、これを見るに、所論の被告人金光烈……は原審における昭和二七年十一月二十七日の第二回公判廷において、いずれも、その他の各被告人と同じように、公訴事実のすべてに対して全面的に否認する旨の供述をしているのである。しかり而して、所論の各供述調書たるや、供述者の自白を内容とするものであるから、右の否認する旨の供述は、右規定にいう所の、前の供述と相反するか若しくはこれと実質的に異つた供述というべきものであるから、原判決が前示各被告人の検察官に対する所論の各供述調書をもつて、右規定に該当する書面を認めて、他の共同被告人に対する関係においても罪証に供した……原判決の採証上の措置には、所論のごとき違法の廉はない」（傍点弁護人）といつて論旨を排斥した。

二、憲法第三七条第二項は「刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分与えられ」ねばならぬ旨規定する。

この憲法上の要請の直接的、必然的帰結として反対尋問の機会が与えられない、公判外の供述は原則として証拠能力

がないという、いわゆる伝聞法則が生れる。（刑訴法第三二〇条）

従つて反対尋問の機会が与えられない公判廷外の供述に証拠能力が附与されるということは絶対に許されない。

三、刑事訴訟法第三二一条以下の規定は右の憲法上の要請（伝聞証拠の禁止）の例外を認めたものと理解すべきものであるが、これが解釈に当つては、何が原則であり、何が例外であり、いかにして例外を認められるか、という綜合的視野に立つてその法意を理解すべきものである。

四、刑事訴訟法第三二一条第一項第二号について考えてみる。

同号に該当する者（証人もしくは共同被告人）の公判期日、もしくは公判準備における供述と検察官の面前における供述との二組存在し、その両者が相反するか、実質的に異つたものとしよう。

この場合、両者が存在することと、その両者が相反するか、実質的に異つているということ、それだけで検察官面前調書が同号に該当する書面であるといえるだろうか。

五、同号の規定が伝聞法則の例外を認めたものであることは前にのべたとおりである。

してみれば、同号における公判準備若しくは公判期日の供述が、反対尋問の機会が充分与えられ、反対尋問にさらされた結果の供述であることを当然の前提としているものといわねばならない。

つまり、同号該当の書面というには、公判廷供述と検察官面前調書が存在すること、その両者が相反するか、実質的に異つていること、それだけでは足りとせず、その公判廷の供述が反対尋問にさらされたものであることを要するものでなければならない。

六、本件について検討する。

原判決は第一審起訴状に対する意見陳述の段階で判示共同被告人が全面的に否認する旨の供述をしたことを以て検察

官面前自白調書と相反するか若しくは実質的に異つた供述と「いうべきものであるから」同号該当の書面であるという。

七、起訴状に対する意見陳述の段階は未だ証拠調の段階に入つていないのであるから、被告人は「被告事件について陳述する機会」が与えられるだけであつて（刑訴法第二九一条第二項）右被告人と共同被告の関係にある共同被告人が右被告人に対し、反対尋問する機会が与えられないことは明らかである。

従つて起訴状に対する意見陳述の段階に検察官調書と相反するかもしくは実質的に異つた供述があるからといつて、直ちに刑訴法第三二一条第一項第二号に該当するとは到底いえないことは明白である。

八、従つて原判決には刑事訴訟法第三二一条第一項第二号の解釈を誤つた違法があり、更に憲法第三十七条第二項に違反する違法があるから、破棄を免れないものといわねばならない。

九、たゞ右論旨に次のことを附加しておく。

(1) 憲法第三十七条第二項「刑事被告人はすべての証人に対して審問する機会を充分に与えられ云々」の「証人」に本件の場合の共同被告人を含むかという問題がある。

少くとも原判決の「共同被告人の検察官に対する供述調書は被告人以外の者の供述を録取した書面である。だから、該書面は、被告人に対して証拠となるには刑訴法第三二一条第一項第二号に該当するものでなければならないとの所論が正当とされる以上、当然に憲法第三七条第二項の「証人」は右の場合の共同被告人を含むものと解すべきである。

(2) あるいは次の如くいうかもしれない。

仮に第一審判決の右の点に違法があつても原審において被告人質問しているから、その瑕疵は治癒されている、

と。

しかし、右の見解があるとすれば、これは誤である。第一審判決の基礎となつた採証面における違法は、それが判決に影響を及ぼすものである限り、控訴審で治癒できない。

かゝる場合には、第一審裁判所に差戻されねばならないものというべきである。

（昭和三十二年三月十四日附）

以　上

昭和三五年(あ)第一〇二一号

決　定

本　籍　朝鮮全羅南道木浦市大成洞八七番地
住　居　東京都新宿区花園町七〇番地　芙蓉荘内
（現在　大阪拘置所在所）
電気器具商
千　文　守
大正一一年四月二〇日生

右窃盗被告事件について昭和三五年三月二二日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人本人の上告趣意について。

所論は、原審が所論証人等の喚問をしなかつた点において原判決は憲法三七条二項に違反する旨主張する。しかし原審第一回公判調書によれば、弁護人は被告人及び弁護人の各控訴趣意書のとおり弁論し、検察官はこれに対し控訴趣意は理由がないとの意見を述べ、裁判長は結審した旨の記載があり、右被告人の控訴趣意書には所論証人等の喚問を申請する旨の記載があるので、右控訴趣意書の陳述により右証人申請がなされたものと認むべきであるところ、右証人申請には刑訴三九三条

一項但書所定の疎明がなされた形跡がなく、又右裁判長の即時の弁論終結、即ち証人採否の決定なくして弁論が終結されたのに対し、弁護人から何等異議の申立がなされた形跡のない点から考えれば、右証人申請に対しては前示疎明がないため不適法な申請として採否決定の要がないものとされたか、ないしは弁護人において右一旦なした証人申請を拋棄したものと認めるかのいずれかであつたものと解するを相当とする、（昭和二九年(あ)第一一四九号、同年七月一七日第二小法廷決定、昭和三一年(あ)第一〇六三号、同三三年一〇月一四日第三小法廷決定各参照）従つて、原審において所論証人等の申請は有効になされてはいないことになるので、これが有効になされたことを前提とする所論違憲の主張はその前提を欠くものである。次に論旨中には原判決の憲法三八条違反をいう点もあるけれども、被告人の捜査官に対する所論供述調書が任意性を欠くと認むべき資料は存しないから、右違憲の主張もその前提を欠くものであり、所論の実質は事実誤認の主張に帰し適法な上告理由に当らない。

弁護人坂田豊喜の上告趣意について。

所論は量刑不当の主張であつて、適法な上告理由に当らない。

また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三五年七月二九日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　垂　水　克　己

裁判官　高　橋　潔

裁判官　石　坂　修　一

昭和三五年(あ)第一〇二一号

被告人　千　文　守

被告人の上告趣意

(一)　私は昭和三四年二月五日に一審判決謄本犯罪一覧表の26の事件を犯した罪に依り自宅前で逮捕状により逮捕され大阪警察本部捜査第三課において取調べを受けたのでありますが私は三三年三月五日より同年六月二六日までに犯したるすべての犯行を自白したのであります勿論共犯者達も私と歩調を合せるが如く各自が自白したのでありますが如何せん犯罪を犯してから既に一年近くも過ぎ去って居り各自の記憶が多少薄れまち〳〵な点が多かったのです私の直接共犯者の三名は私以外の多くの者とも犯行を犯していたのでそれらとが混同し合い頭が一層混乱したような有様だったのでありますこの状況の中で自分が犯したる犯行を一件〳〵づゝ記憶をたどり自白したのでありますが当時どうしても記憶になく思い出せなかった二件がありますこの二件は他の共犯者が犯したと云う話からその時私を取調をしていた大阪府警本部の大森刑事が私に対し言うのには他の共犯者三人と君とこの二件に対し犯行を共に犯していないと云うことは当時一諸に犯行を重ねていた期間中に君一人だけがぬけていたと云うことは納得がゆかぬ話だと私を責め又切角他のすべての事件を自白して置きながらこの二件を非認するのは君の誠意が認め難いと云い私や検事ににくまれれば君の懲役に重大なえいきようを及ぼすがそれでもよいかと私を半分脅し或いは誘導訊問により他の事件について自白しか如く私の自供として調書を作成して仕舞ったものであります前に申述べましたような次第で三人の共犯者達は私の以外の多くの者達とも共犯し犯行を重ねて来た為に一層頭が混乱した故もあつてか前述しました一覧表中の18、20の二件に対し犯行当時私だけが参加してなかつた重要な点を見落したまゝ単に彼等自身が犯したとの記憶により自供したものとしか考えられませんし又私としても一年前の事件を一件〳〵思い出すのはよいではなく非常に頭が混乱していたので遂に

一審判決前に私が犯行に参加してない反証を憶い出すことが出来なかつたような次第であります約二ヶ月位警察で調べられている間検事調べとしては一覧表26の一件のみで残つていた事件は身柄が大阪拘置所へ移監されてから一件〳〵詳しく調べてくれるとの検事の話であつたのですが私は別の事件で東京地裁で裁判がありましたので五月二十八日に東拘へ移監させられ六月二九日に再び大阪拘置所へ戻つたのでありましたがその時は既に共犯者達全部の者が検事調べを終え第一回の公判すら済んでいて次回公判日は七月一五日でしたその時検事は病気していた為に公判一週間前ぐらいからようやく調べられることになつたのですが公判日が迫つていた関係上一件〳〵詳しく調べることはせず検事は云うには君の自供と他の共犯達との自供が大体一致していると言い三回ぐらいで追起訴分全部をまとめ押印させられたのでありますそこで私は前述しました二件一審判決謄本犯罪一覧表中の18、20の事件については全然記憶にない事件であるからこの二件については今一度崔秀吉と金漢石の二人に対し詳しく調べてくれるようたのんだのでありますが検事が言うには君の方でこれと云つた反証がない限り無駄なことだと云い公判日まで幾日もないので無理だとことわられたような次第でありますこのような有様で八月二〇日は一審の判決が定りました。

右に申上げましたように私は東京へ移監させられたりその裁判に気をとられるなど又検事調べも公判の切迫した事情から詳しく調べて貰えなかつた様々な不利な状況で心を落ちつけてその反証を見出す心の余裕は無かつたのでありました。

然し一審の判決が終り日が経つて心が落ちついてきましたし事件の一件〳〵についても再検討して見ましたところ犯罪一覧表中18の事件では事件現場までは共犯達と一諸だつたのですが協力出来なかつた為にその時盗んだお金の分配金を貰つてない点そして一覧表の20の事件などは全くの無実にも拘はらず罪をかぶされていることが判明して来ましたのでこれらの諸点を控訴趣意書に書き控訴を申し立てたのであり二件についての状況について申上げますと、

一審判決謄本犯罪一覧表中18の事件について

この事件を犯すべく共犯達と犯行現場近くまで一諸に行つたことは事実でありますがスリを働いたバスの中このバスには私だけがぼんやりと或る考へ事をしてした為にそのバスに乗り遅れて仕舞つたのであり従つてその時スリ盗つた参拾四万円の分配については私だけがその配当を受けなかつたような次第であります数多い犯行のうちこの一件だけが又私だけがその配当金を貰つて無かつた事件でありますので共犯者達もよく考へてみれば記憶にあることで犯行現場で協力し得なかつた場合はその時盗んだお金の配当をしない事にとり定めたのはリーダであつた共犯崔秀吉であり必ずやよく考へて見ればこのことを思い出してくれることです。

一審判決謄本犯罪一覧表の20の事件について

この事件も取調べ刑事の脅迫的惑いは誘導訊問にひつかゝり作製されたもので一審判決では共犯者と判断された事件でありますが実はこの日昭和三三年五月一四日いつも犯行を行うに朝集合する場所へ私は行きその時四人の共犯達のうち崔秀吉と金漢石の二名が来ていたので彼等に対し実は私の前妻伊佐津悦子（私との間に現在の長女が生れている）が前々から重病で入院しているのだが今日が彼女の誕生日でもありその上前々から今日は見舞に行くからと約束したのである今朝起きこのことが思い出されたので大変勝手だが今日一日は皆と出掛けられない故他の共犯にもよろしくこの旨伝えてくれるようたのんで私は前妻の病院へ行つたのであり共犯達がこの日どんな犯行を犯したかは私は全然知つてはいないのです従つてこの日共犯達がスリ盗んだと云う参拾万円の事件は全然私は無関係であるしこの日の右のような事情を共犯者崔秀吉、金漢石の両名はよく考へて見れば思い出すことは信じて疑いありません。

以上右に申述べた二件についての私を取調に当つた刑事と係長

大森刑事と小柴警部補

又私が前妻の病院へ行く時にての日参加出来ない旨を伝えた共犯

崔秀吉と金漢石

の四人を証人として二審法廷に喚問し審議して頂けば私の無罪が立証されるべき筈なのに証人を喚問すること無くして控訴を却下したのであります。

これは明らかに憲法第三七条の二、及び第三八条に違反したる判決だと思う次第であります。

(二) 以上右に申述べました諸事柄は私の良心による真実を申上げた次第であります願わくば何卒右に申上げました四人の証人と又新に私の前妻を加え五証人を喚問し審議の上公正なる御裁決を仰ぎ度く茲に上告を申立する次第であります。

以上

(昭和三十五年七月四日付)

昭和三五年(あ)第一〇二一号

被告人千文守

弁護人坂田豊喜の上告趣意

第一点 原判決は、被告人本人の「事実誤認」及び被告人本人並びに原審弁護人の「刑の量定」についての控訴趣意に対して控訴棄却の言渡しをした、よつて被告人本人から本件上告の申立に及んだので本弁護人は本件記録を精査したが、刑事訴訟法第四百五条第一項第一号規定の「憲法違反」又は「憲法の解釈に誤りがあること」同第二号規定の「最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと」同第三号規定の「最高裁判所の判例、大審院、上告裁判所たる高等裁判所の判例等と相反する判断をしたこと」は発見することができない。

第二点 原判決が被告人及び林弁護人の主張を排斥して第一審の「被告人を懲役三年に処する」判決を認容したことは、被告人の本件犯行の動機、犯行後の改悛の表情等に照して、刑事訴訟法第四百十一条第一項第二号の「刑の量定が甚しく不当であつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する」かどうかを審判さるべきものと信ず。

以上

(昭和三十五年七月四日付)

最高裁判所裁判集（刑事第二三四号）事件番号別索引

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	二審又は原審	頁
昭和二八年(あ)四八四一	広島市集団行進及び集団示威運動に関する条例違反、公務執行妨害	松本正一こと李甲祚 外一名	昭和三五年七・二〇	大	棄却	広島高	九二五
昭和二九年(も)一	刑事補償の請求	請求人田植敦美	六・二三	一	棄却		二八五
昭和二九年(も)三	刑事補償の請求	請求人中西次郎	六・二三	一	棄却		二九五
昭和二九年(も)四	刑事補償の請求	請求人大倉健治	六・一六	一	五八、〇〇〇の補償金を交付		八五
昭和二九年(れ)一〇	建造物侵入	山口三八夫 外四名	六・九	一	破棄免訴	東京高	一五
昭和二九年(あ)三七二九	示威運動取締に関する静岡県条例違反	池田順次 外三名	七・二〇	大	破棄免訴	東京高	九三七
昭和三〇年(あ)四〇二	外国為替及び外国貿易管理法違反	申英民	六・二四	二	棄却	東京高	三一九
昭和三一年(あ)一三五七	詐欺、現住建造物放火幇助	都築徳三郎 外一名	七・一五	二	棄却	名古屋高	四五一
昭和三一年(あ)一七〇八	強制執行不正免脱	申西留吉	六・二四	二	破棄差戻	大阪高	三三一

昭和三一年(あ)二一〇九	商法違反、経済関係罰則整備ニ関スル法律違反	塚	田	喜	雄	六・二一	三	棄却	東京高	一二五
昭和三一年(あ)三六七〇	相互銀行法違反	安	田	貞	信	七・二六	三	棄却	大阪高	九九三
昭和三一年(あ)三八三七	外国為替及び外国貿易管理法違反	廖			号 景	六・二八	三	棄却	東京高	三七五
昭和三一年(あ)四〇五八	贈賄	野	村	勝	三郎 外二名	六・二一	三	棄却	東京高	二〇七
昭和三一年(あ)四二九六	公文書偽造	藤	崎	和	七郎	七・一九	三	棄却	福岡高	六三三
昭和三一年(あ)四五六一	爆発物取締罰則違反、同幇助傷害	土	田	尊	則 外二名	七・二六	三	棄却	東京高	一〇〇五
昭和三二年(あ)四〇六	殺人、殺人未遂	竹之内		久	治	六・二一	三	棄却	福岡高宮崎支部	二一九
昭和三二年(あ)六〇九	業務上横領	松	永		弘	六・二四	二	棄却	広島高	三五九
昭和三二年(あ)八三九	労働基準法違反	藤	田	玖	平	七・一九	三	棄却	大阪高	六四三
昭和三二年(あ)九三八	農業協同組合法違反、背任	柴	山	悦	次郎 外一名	六・六	二	棄却	福岡高	三
昭和三二年(あ)一〇八五	商法違反	浜	田	実	郎	六・二四	二	棄却	福岡高	三六九

昭和三二年(あ)一八三一	外国為替及び外国貿易管理法違反、物品税法違反、関税法違反	ベルトラン・エデュワルド・アーユスタことエデュワルド・エー・ベルトラン 外一名	七・一九	三	棄却	東京高	六四九
昭和三二年(あ)二〇二一	道路交通取締法違反	小	出	則	彦	七・六	二	棄却	東京高	四〇七
昭和三二年(あ)二一二一	詐欺、業務上横領	立	川	展	晟 外一名	七・一五	二	棄却	高松高	六〇三
昭和三二年(あ)二五二四	贈賄、商標法違反、収賄	常		定	寿	七・六	二	棄却	広島高岡山支部	四一三
昭和三三年(あ)一一三五	労働基準法違反	小	島	清	一	七・一四	一	破棄差戻	名古屋高	四三三
昭和三三年(あ)一二六五	たばこ専売法違反	舟	根	ハ	ナ	六・二三	一	棄却	札幌高	三〇五
昭和三四年(あ)七四六	強盗殺人	李		得	賢 外一名	七・一九	三	棄却	東京高	六六五
昭和三四年(あ)二〇二五	中型機船底曳網漁業取締規則違反	松	浦	徳	太郎 外二名	六・二二	二	棄却	福岡高宮崎支部	二六七
昭和三四年(あ)二二九一	恐喝、傷害	本	橋	政	夫 外一名	六・一三	二	棄却	東京高	四五
昭和三四年(あ)二三五二	中型機船底曳網漁業取締規則違反	阿	部	良	光 外二名	六・九	一	棄却	福岡高宮崎支部	二三
昭和三四年(あ)二三八八	傷害、暴力行為等処罰に関する法律違反	磯金次こと小平		金	次	六・一〇	二	破棄差戻	東京高	二九

昭和三五年(し)	一六	公判調書の記載の正確性に対する異議申立事件についてなした棄却決定に対する特別抗告	申立人	成	載	門	六・一	二
昭和三五年(し)	一九	訴訟指揮権に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告	申立人(検事)	栗	本	義	親	七・一一
昭和三五年(し)	二一	刑の執行猶予取消決定に対する即時抗告申立についてなした棄却決定に対する特別抗告	申立人秦政雄又は雅夫こと	秦		京		六・二三
昭和三五年(あ)	三六	自転車競技法違反	軍	地	哲	夫		六・七
昭和三五年(あ)	四八	公職選挙法違反	常	川	巳代二	外一名		七・五
昭和三五年(あ)	六一	詐欺	西村竜雄こと	西	村	竜	泰	六・一三
昭和三五年(あ)	九八	道路交通取締法違反、重過失致傷、犯人隠避教唆		岸	本	文	男	七・一八
昭和三五年(あ)	一一二	昭和二五年東京都条例第四四号集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例違反		伊	藤	嘉	六	七・二〇
昭和三五年(け)	二二二	強盗被告事件の棄却決定に対する上訴権回復の請求	申立人(弁護人)	岡	井	藤四	郎	七・六
昭和三五年(あ)	二四九	公職選挙法違反		小	川	玉	子	七・一九
昭和三五年(あ)	二六五	詐欺		藤	沢	可	高	六・一六

昭和三五年(あ)	三一八	業務上過失致死、道路交通取締法違反	ビクター・ジェイ・フカタ				六・一六	一
昭和三五年(あ)	三七二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、殺人未遂		山	川	外一名	力	七・一四
昭和三五年(あ)	四三六	恐喝、傷害		平	塚		仁郎	六・一〇
昭和三五年(あ)	四七〇	公職選挙法違反		久	岡		繁則	七・一五
昭和三五年(あ)	四九三	有価証券偽造、同行使、有価証券虚偽記入、同行使		宮	崎	外一名	章	六・二一
昭和三五年(あ)	五四六	売春防止法違反	愛子ことあい子	浅	田			六・二八
昭和三五年(あ)	六二七	傷害	金明洲こと姜	新			次	七・一五
昭和三五年(あ)	一〇二一	窃盗		千			文守	七・二九

								三
								仙台高
								一
								二
								二
								二
								一
								大
								三
								三
								一
								一
								一

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十五年六月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判　決（全）……（　七日―三〇日）……（　二四件）……頁　一
決　定（1）……（　一日―一六日）……（　八二件）……　五
決　定（2）……（一七日―二四日）……（　五六件）……一三
決　定（3）……（二七日―三〇日）……（　七五件）……一九
雑　（全）……（　一日―三〇日）……（　三六件）……二七
不成立（全）……（　六日―二七日）……（　一〇件）……三三

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三五年(あ)　三六	自転車競技法違反	軍地哲夫	六・七	三	棄却	名古屋高	一
昭和二九年(れ)　一〇	建造物侵入	山口三八夫外四名	六・九	一	破棄免訴	東京高	五
昭和三四年(あ)二〇九九	営利誘拐、殺人、窃盗、恐喝未遂、詐欺、窃盗未遂	久保章	六・九	一	棄却	福岡高	八
昭和三四年(あ)二三五二	中型機船底曳網漁業取締規則違反	阿部良光外二名	六・九	一	棄却	福岡高宮崎支	一四
昭和三四年(あ)　三七八	強盗殺人、現住建造物放火、傷害	朴烈外一名	六・一〇	二	棄却	東京高	二〇
昭和三四年(あ)二三八八	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	小平金次	六・一〇	二	破棄差戻	東京高	六三
昭和三五年(あ)　一二九	詐欺	橋本十一	六・一〇	二	棄却	広島高岡山支	六七
昭和三五年(あ)　二〇二	売春防止法違反	伊藤きよ	六・一〇	二	棄却	東京高	七〇
昭和三五年(あ)　四三六	恐喝、傷害	平塚仁郎	六・一〇	二	棄却	福岡高宮崎支	七七

昭和三五年(あ)	三一八	業務上過失致死、道路交通取締法違反	ビクター・ジエイ・フカタ	六・一六	一
昭和三四年(あ)	一五一八	強盗殺人、放火	木村敏孝	六・二一	三
昭和三五年(あ)	四三四	公職選挙法違反	真柄重郎	六・二一	三
昭和三三年(あ)	一二六五	たばこ専売法違反	舟根ハナ	六・二三	一
昭和三五年(あ)	六一	詐欺	西村竜泰	六・二三	一
昭和三五年(あ)	二〇四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害	椿誠次外一名	六・二三	一
昭和三〇年(あ)	四〇二	外国為替及び外国貿易管理法違反	申英民	六・二四	二
昭和三一年(あ)	一七〇八	強制執行不正免脱	中西留吉	六・二四	二
昭和三二年(あ)	六〇九	業務上横領	松永弘	六・二四	二
昭和三二年(あ)	二一一八	業務上横領	古賀重幸	六・二四	二
昭和三二年(あ)	四四七二	尊属傷害致死	豊沢藤四郎	六・二八	三

昭和三四年(あ)	一〇五九	強盗殺人、死体遺棄、業務上横領	宮邦彦	六・二八	三
昭和三五年(あ)	五四六	売春防止法違反	浅田あい子	六・二八	三
昭和三五年(あ)	六四六	強姦致傷	青木三明	六・二八	三
昭和三二年(あ)	一二七九	業務上横領	高松八百吉	六・三〇	一

棄却	東京高	八三	棄却	東京高	一七一
棄却	大阪高	九六	棄却	名古屋高金沢支	二一四
棄却	仙台高秋田支	一一〇	棄却	高松高	二二一
棄却	札幌高	一一五	棄却	福岡高	二二五
棄却	東京高	一二〇			
棄却	東京高	一二五			
破棄差戻	大阪高	一三七			
棄却	東京高	一三〇			
棄却	大阪高	一六一			
棄却	広島高	一五五			
棄却	仙台高秋田支	一六六			

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三四年(お)二一五四	窃盗、恐喝、傷害、暴行、銃砲刀剣類等所持取締法違反	水戸孝司	六・一	二	棄却	札幌高	一
昭和三四年(お)二三七三	贈賄、収賄	片山と外四名も	六・一	二	棄却	大阪高	六
昭和三五年(お)一二三	賍物寄蔵、賍物故買、賍物牙保	白石博資外二名	六・一	二	棄却	広島高	二三
昭和三四年(お)二〇一八	窃盗	吉岡トミエ	六・二	一	棄却	福岡高	二八
昭和三四年(お)二一一三	暴行、傷害	松尾竹夫	六・二	一	棄却	広島高	三一
昭和三四年(お)二二九三	収賄	松川照男	六・二	一	棄却	東京高	三五
昭和三四年(お)二三一二	殺人	広瀬仁作	六・二	一	棄却	名古屋高	三八
昭和三四年(お)二三二六	賍物牙保、詐欺	権泰竜	六・二	一	棄却	大阪高	四三
昭和三四年(お)二四三五	窃盗、強盗	財田利男	六・二	一	棄却	大阪高	四六

昭和三四年(あ)二四四九	傷害	益田敬介	六・二	一	棄却	大阪高	五〇		
昭和三四年(あ)二四六九	業務上横領、横領	岩村博吉	六・二	一	棄却	福岡高	五三		
昭和三五年(あ)四六	窃盗	間脇達己	六・二	一	棄却	名古屋高金沢支	五六		
昭和三五年(あ)一一八	恐喝	氷川幸治	六・二	一	棄却	大阪高	五九		
昭和三五年(あ)一九六	詐欺、横領	池田竜雄	六・二	一	棄却	大阪高	六四		
昭和三五年(あ)二七八	詐欺、銃砲刀剣類等所持取締法違反	宗前伊勢松外三名	六・二	一	棄却	仙台高	六八		
昭和三五年(あ)三〇二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝、傷害脅迫、恐喝未遂、暴行	山口英夫	六・二	一	棄却	福岡高	七四		
昭和三二年(あ)九三八	農業協同組合法違反、背任	柴山悦次郎外一名	六・六	二	棄却	福岡高	七八		
昭和三二年(あ)一一三	強姦致傷	井上進寿	六・七	三	棄却	東京高	八二		
昭和三五年(あ)二六一	賍物故買	金基活	六・七	三	棄却	福岡高	九四		
昭和三五年(あ)三一七	業務上横領	広瀬俊二	六・七	三	棄却	東京高	九七		

昭和三五年(あ)四〇〇	傷害致死	金東城	六・七	三	棄却	東京高	一〇〇		
昭和三五年(あ)四二四	強姦致傷、窃盗、恐喝	竹内昭夫	六・七	三	棄却	広島高松江支	一〇三		
昭和三五年(あ)四六八	窃盗	斎鹿利	六・七	三	棄却	広島高松江支	一〇七		
昭和三五年(あ)四九〇	麻薬取締法違反	王美子	六・七	三	棄却	大阪高	一一〇		
昭和三五年(あ)五二八	公職選挙法違反	春藤順太郎	六・七	三	棄却	東京高	一一八		
昭和三五年(あ)五〇六	窃盗	金永基	六・七	三	棄却	東京高	一一四		
昭和三五年(あ)五三〇	窃盗	中島四郎	六・七	三	棄却	大阪高	一二一		
昭和三五年(あ)五三六	外国人登録法違反、医師法違反	金奎鶴	六・七	三	棄却	大阪高	一二五		
昭和三五年(あ)五九五	窃盗	禹済成	六・七	三	棄却	福岡高	一三二		
昭和三三年(あ)一八三五	覚せい剤取締法違反	劉順玉	六・八	二	棄却	大阪高	一三九		
昭和三四年(あ)二一一六	詐欺、森林法違反	池野与之助	六・九	一	棄却	名古屋高金沢支	一四四		

昭和三四年(あ)	二一九五	窃盗	高倉外四男	六・九	一	棄却	名古屋高金沢支	一四七
昭和三四年(あ)	二三四八	窃盗、窃盗幇助	田中利夫外二名	六・九	一	棄却	東京高	一五一
昭和三四年(あ)	二三七八	放火未遂	豊嶋清也	六・九	一	棄却	仙台高秋田支	一六三
昭和三五年(あ)	二	有価証券偽造、同行使、詐欺私文書偽造	畠山亮	六・九	一	棄却	札幌高函館支	一七六
昭和三五年(あ)	四九	傷害、鉄砲刀剣類等所持取締法違反、兇器準備集合	松岡順治外二名	六・九	一	棄却	福岡高宮崎支	一八〇
昭和三五年(あ)	五五	公職選挙法違反	内山実外四名	六・九	一	棄却	札幌高	一八三
昭和三五年(あ)	一三四	業務上過失傷害	新山一誠	六・九	一	棄却	仙台高	一九一
昭和三五年(あ)	一五〇	傷害、恐喝	斎藤作松	六・九	一	棄却	東京高	一九五
昭和三五年(あ)	一五九	詐欺	徳比嘉スミヱ	六・九	一	棄却	大阪高	一九九
昭和三五年(あ)	一六四	窃盗	山本正行	六・九	一	棄却	大阪高	二〇二
昭和三五年(あ)	一八三	強制猥褻、同未遂	鈴木幸夫	六・九	一	棄却	名古屋高	二〇五

昭和三五年(あ)	二一三	傷害致死、傷害	田中秋夫外一名	六・九	一	棄却	福岡高	二一二
昭和三五年(あ)	二六三	贈賄、外国人登録法違反	郭慶恭	六・九	一	棄却	福岡高	二一六
昭和三五年(あ)	三〇五	強盗傷人	堀本鉄男外一名	六・九	一	棄却	福岡高	二一〇
昭和三五年(あ)	三二一	重過失致死	大沢尚八	六・九	一	棄却	東京高	二一三
昭和三五年(あ)	三四四	窃盗	岩永大蔵	六・九	一	棄却	大阪高	二一六
昭和三五年(あ)	三五三	公職選挙法違反	門上重五郎外一名	六・九	一	棄却	大阪高	二三一
昭和三五年(あ)	五九	詐欺	古川喜久雄	六・一〇	二	棄却	札幌高	二三八
昭和三五年(あ)	一六八	公職選挙法違反	斎藤育也	六・一〇	二	棄却	東京高	二四五
昭和三四年(あ)	二二九一	恐喝、傷害	本橋政夫外一名	六・一三	二	棄却	東京高	二五一
昭和三四年(あ)	二二六二	公職選挙法違反	山岸大	六・一四	三	棄却	東京高	二七三
昭和三五年(あ)	一四	私文書偽造、同行使、詐欺、公正証書原本不実記載、同行使	海老沢三重	六・一四	三	棄却	東京高	二八一

昭和三五年(あ)	二九	営利誘拐	松谷重治	六・一四	三棄却	札幌高函館支	二八六	
昭和三五年(あ)	一七六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝未遂	岡田弘	六・一四	三棄却	高松高	二八九	
昭和三五年(あ)	二〇九	麻薬取締法違反	陳春木	六・一四	三棄却	大阪高	二九二	
昭和三五年(あ)	二二二	窃盗	北川三郎	六・一四	三棄却	大阪高	二九六	
昭和三五年(あ)	二五六	恐喝、傷害、暴行	遠藤万吉	六・一四	三棄却	仙台高	二九九	
昭和三五年(あ)	二七四	関税法等違反、同幇助	田鎖嘉之助	六・一四	三棄却	大阪高	三〇二	
昭和三五年(あ)	三二六	傷害、恐喝未遂、暴行強要、恐喝	関稔	六・一四	三棄却	東京高	三〇五	
昭和三五年(あ)	三五五	強盗、強盗傷人	鈴木隆夫	六・一四	三棄却	東京高	三〇八	
昭和三五年(あ)	四五七	窃盗	大川洌	六・一四	三棄却	大阪高	三一四	
昭和三五年(あ)	四六一	傷害、名誉毀損	山田治作	六・一四	三棄却	仙台高	三一九	
昭和三五年(あ)	四七九	窃盗	飯田志郎	六・一四	三棄却	大阪高	三二二	

昭和三五年(あ)	五〇一	森林法違反	五十嵐忠一	六・一四	三棄却	仙台高	三二七	
昭和三五年(あ)	五三九	業務上過失致死、道路交通取締法違反	呗信雄	六・一四	三棄却	大阪高	三三〇	
昭和三五年(あ)	五八〇	公職選挙法違反	塩飽昇	六・一四	三棄却	広島高岡山支	三三三	
昭和三四年(あ)二三〇九		詐欺、横領	平田芳城	六・一六	一棄却	広島高	三三六	
昭和三五年(あ)	一二	窃盗	和田秀夫	六・一六	一棄却	東京高	三四〇	
昭和三五年(あ)	七六	恐喝	太田金六	六・一六	一棄却	名古屋高	三四四	
昭和三五年(あ)	八七	詐欺	市川勇	六・一六	一棄却	東京高	三四七	
昭和三五年(あ)	九四	傷害致死	矢口伸吉	六・一六	一棄却	東京高	三五四	
昭和三五年(あ)	一一一	窃盗	二神肇	六・一六	一棄却	広島高	三五八	
昭和三五年(あ)	一一三	窃盗、横領、建造物侵入	吉中捨男	六・一六	一棄却	広島高	三六三	
昭和三五年(あ)	一九九	暴行、傷害、脅迫	井上富雄	六・一六	一棄却	東京高	三六七	

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三五年(あ) 二六五	詐欺	藤沢可高	六・一六	一	棄却	東京高	三七一
昭和三五年(あ) 三七〇	横領	工藤浩	六・一六	一	棄却	仙台高秋田支	三七九
昭和三五年(あ) 四一四	公職選挙法違反	八木鹿市	六・一六	一	棄却	福岡高	三八二
昭和三五年(あ) 四一七	公職選挙法違反	山内祐一	六・一六	一	棄却	福岡高	三八八
昭和三五年(あ) 四三〇	公務執行妨害、傷害	滝本郅	六・一六	一	棄却	広島高岡山支	三九一
昭和三五年(あ) 四五〇	道路交通取締法違反	平井善之助	六・一六	一	棄却	札幌高	三九四
昭和三五年(あ) 四六六	詐欺	山根豊実	六・一六	一	棄却	広島高松江支	三九七

刑事決定 (2)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三二年(あ) 六五五	有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使	種池平右衛門	六・一七	二	棄却	大阪高	一
昭和三二年(あ) 一六五五	有印公文書偽造、同行使、収賄、臨時物資需給調整法違反贈賄	丹羽立夫外一名	六・一七	二	棄却	名古屋高	七
昭和三二年(あ) 一九四七	傷害、覚せい剤取締法違反	磯谷公良	六・一七	二	棄却	大阪高	一三
昭和三二年(あ) 二〇三六	覚せい剤取締法違反	崔晒浩	六・一七	二	棄却	東京高	二〇
昭和三二年(あ) 二一五二	私印偽造、私印不正使用	加瀬谷寅雄	六・一七	二	棄却	札幌高	三一
昭和三二年(あ) 二一〇九	商法違反、経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反	塚田喜雄	六・二一	三	棄却	東京高	四六
昭和三一年(あ) 四〇五八	贈賄	野村勝三郎外二名	六・二一	三	棄却	東京高	九三
昭和三二年(あ) 四〇六	殺人、同未遂	竹之内久治	六・二一	三	棄却	福岡高宮崎支	一〇〇
昭和三二年(あ) 一二三五	傷害、暴行、詐欺、器物損壊、公務執行妨害、業務上過失傷害、道路交通取締法違反	田一植	六・二一	三	棄却	名古屋高	一一七

昭和三五年(あ)	一一九	業務上横領、賍物故買	藤原一行 外二名	六・二一	三棄却	広島高	一二〇
昭和三五年(あ)	一六九	業務上横領	江口広	六・二一	三棄却	東京高	一二三
昭和三五年(あ)	一八二	賍物故買、賍物牙保	冨永貞三	六・二一	三棄却	名古屋高	一二六
昭和三五年(あ)	二一九	公職選挙法違反	新田福右エ門	六・二一	三棄却	仙台高	一二九
昭和三五年(あ)	二四一	詐欺	飯野武彦	六・二一	三棄却	東京高	一三四
昭和三五年(あ)	二八三	暴行、傷害、脅迫	鈴木広一 外一名	六・二一	三棄却	仙台高	一三七
昭和三五年(あ)	二八五	業務上横領、外国為替及び外国貿易管理法違反	長瀬泰郎	六・二一	三棄却	東京高	一四一
昭和三五年(あ)	三〇七	有価証券偽造、同行使、有価証券虚偽記入、同行使、業務上横領	松本康	六・二一	三棄却	高松高	一五〇
昭和三五年(あ)	三三二	森林法違反	本間初夫	六・二一	三棄却	札幌高	一五五
昭和三五年(あ)	三四九	窃盗	柳田敬三	六・二一	三棄却	福岡高宮崎支	一五八
昭和三五年(あ)	三六九	贈賄	片山勝三郎	六・二一	三棄却	仙台高秋田支	一六二

昭和三五年(あ)	四九三	有価証券偽造、同行使、有価証券虚偽記入、同行使	宮崎章 外一名	六・二一	三棄却	大阪高	一六六
昭和三五年(あ)	五一七	賍物寄蔵、賍物故買	秋山武男	六・二一	三棄却	東京高	一七五
昭和三五年(あ)	五三三	賍物牙保	市川克己	六・二一	三棄却	名古屋高	一七八
昭和三五年(あ)	五四九	犯人蔵匿、証憑湮滅	杉村嘉彰 外二名	六・二一	三棄却	福岡高	一八一
昭和三五年(あ)	五六七	強盗致傷、窃盗、傷害、暴行、銃砲刀剣類等所持取締法違反	加藤哲孝	六・二一	三棄却	東京高	一八六
昭和三五年(あ)	六五五	強盗、横領、詐欺	江口三次	六・二一	三棄却	東京高	一九五
昭和三四年(あ)	二〇二五	中型機船底曳網漁業取締規則違反	松浦徳太郎 外二名	六・二二	二棄却	福岡高宮崎支	二〇一
昭和三四年(あ)	二〇二六	中型機船底曳網漁業取締規則違反	浜田波穂 外一名	六・二二	二棄却	福岡高宮崎支	二一二
昭和三五年(あ)	五〇	恐喝	宇野博	六・二二	二棄却	名古屋高金沢支	二二一
昭和三四年(あ)	二四三八	窃盗幇助	申竜善	六・二三	一棄却	大阪高	二二六
昭和三四年(あ)	二四五二	業務上過失傷害	十代勝弘	六・二三	一棄却	大阪高	二三二

昭和三五年(あ)	一〇三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、強姦、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、傷害、暴行	西	原	俊幸	六・二三	一	棄却
昭和三五年(あ)	一八六	横領	坂	本	保	六・二三	一	棄却
昭和三五年(あ)	二一八	強盗、殺人	大	場	信夫	六・二三	一	棄却
昭和三五年(あ)	二九〇	業務上横領	葛	岡	節郎	六・二三	一	棄却
昭和三五年(あ)	三一〇	暴行、脅迫、銃砲刀剣類等所持取締法違反	縄		武則	六・二三	一	棄却
昭和三五年(あ)	三三五	殺人	朴		柱賛	六・二三	一	棄却
昭和三五年(あ)	三三七	脅迫、暴行、恐喝	近	藤	正之	六・二三	一	棄却
昭和三五年(あ)	三八七	恐喝、住居侵入、恐喝未遂	梶	原	国弘	六・二三	一	棄却
昭和三五年(あ)	四〇一	業務上過失致死、業務上過失傷害	高	瀬	栄吉	六・二三	一	棄却
昭和三五年(あ)	五二九	窃盗、関税法違反	平	松	昭作	六・二三	一	棄却
昭和三五年(あ)	五四七	公職選挙法違反	桜	井	慶	六・二三	一	棄却

昭和三二年(あ)	一〇八五	商法違反	浜	田	実郎	六・二四	二	棄却
昭和三二年(あ)	一九二七	傷害	稲	垣	三郎	六・二四	二	棄却
昭和三五年(あ)	三二五	詐欺、横領	池	田	進外一名	六・二四	二	棄却
昭和三五年(あ)	三八八	窃盗	大	谷	竹四郎	六・二四	二	棄却
昭和三五年(あ)	四九二	売春防止法違反	奈	良	美子	六・二四	二	棄却
昭和三五年(あ)	四九六	常習累犯窃盗	宮	崎	鉄夫	六・二四	二	棄却
昭和三五年(あ)	五〇五	詐欺	米	沢	太蔵外四名	六・二四	二	棄却
昭和三五年(あ)	五一一	傷害致死	金	子	幸一	六・二四	二	棄却
昭和三五年(あ)	五一九	業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通取締法違反	稲	垣	伝一郎	六・二四	二	棄却
昭和三五年(あ)	五三二	傷害、公務執行妨害、道路交通取締法施行令違反	坪	河	広一	六・二四	二	棄却
昭和三五年(あ)	五五九	公職選挙法違反	棚	村	恒子外一名	六・二四	二	棄却

昭和三五年(あ)	五七六	公職選挙法違反	高木庄蔵	六・一二四	二棄却	東京高	三六八
昭和三五年(あ)	六〇八	窃盗	沢木道雄	六・一二四	二棄却	東京高	三七一
昭和三五年(あ)	六七九	公職選挙法違反	東田勝太郎	六・一二四	二棄却	福岡高	三七六

刑事決定（3）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三五年(あ)	一六七	詐欺	佐藤義春	六・二七	二棄却	東京高	一
昭和三五年(あ)	二七一	横領	若井末一	六・二七	二棄却	大阪高	五
昭和三五年(あ)	二九五	恐喝	真下文雄	六・二七	二棄却	東京高	八
昭和三五年(あ)	三五四	殺人未遂、銃砲刀剣類等所持取締法違反、暴行	中根信清 外一名	六・二七	二棄却	大阪高	一二
昭和三五年(あ)	三六六	賍物寄蔵、賍物牙保	朴魯基	六・二七	二棄却	福岡高	一六
昭和三五年(あ)	四〇二	売春防止法違反	榎本辰雄	六・二七	二棄却	東京高	一九
昭和三五年(あ)	四二八	窃盗	小谷益巳	六・二七	二棄却	広島高岡山支	二二
昭和三五年(あ)	四三七	詐欺	前田稔	六・二七	二棄却	広島高	二七
昭和三五年(あ)	四四八	公職選挙法違反	江藤正純	六・二七	二棄却	札幌高	三〇

昭和三五年(あ)	四五一	賍物故買	島田誠治郎	六・二七	二棄却	札幌高	三三		
昭和三五年(あ)	四六七	賍物牙保、賍物収受	森本重美	六・二七	二棄却	広島高松江支	三六		
昭和三五年(あ)	四八三	殺人	出原昭太	六・二七	二棄却	広島高岡山支	三九		
昭和三五年(あ)	四八七	傷害	千葉衛	六・二七	二棄却	仙台高	四五		
昭和三五年(あ)	四八九	賍物故買	北口孝	六・二七	二棄却	大阪高	四九		
昭和三五年(あ)	四九五	賍物故買	大塚喜蔵	六・二七	二棄却	大阪高	五二		
昭和三五年(あ)	五〇〇	公職選挙法違反	沼沢惣吉	六・二七	二棄却	仙台高	五五		
昭和三五年(あ)	五〇三	公職選挙法違反	佐土原重盛	六・二七	二棄却	福岡高宮崎支	五九		
昭和三五年(あ)	五〇八	詐欺	坂正治	六・二七	二棄却	東京高	六二		
昭和三五年(あ)	五一三	窃盗	山中和一	六・二七	二棄却	東京高	七〇		
昭和三五年(あ)	五一六	暴行、傷害	平野恒美	六・二七	二棄却	東京高	七三		

昭和三五年(あ)	五二五	公職選挙法違反	小宮山乙吾外一三名	六・二七	二棄却	大阪高	七九		
昭和三五年(あ)	五三八	業務上過失傷害、業務上過失致死、道路交通取締法違反	松本重貴	六・二七	二棄却	大阪高	八五		
昭和三五年(あ)	五五三	詐欺	泉恒雄	六・二七	二棄却	東京高	八八		
昭和三五年(あ)	五六一	公職選挙法違反	田村幸茂	六・二七	二棄却	東京高	九七		
昭和三五年(あ)	五七〇	詐欺、有印私文書偽造、同行使	羽住吉五郎	六・二七	二棄却	東京高	一〇〇		
昭和三五年(あ)	五七九	窃盗	小平富重郎	六・二七	二棄却	広島高岡山支	一〇三		
昭和三五年(あ)	五九二	弁護士法違反、業務上横領	加藤守雄	六・二七	二棄却	広島高	一〇六		
昭和三五年(あ)	五九八	公職選挙法違反	鏡権四郎	六・二七	二棄却	仙台高	一〇九		
昭和三五年(あ)	六二一	窃盗	中野良雄	六・二七	二棄却	大阪高	一一六		
昭和三五年(あ)	六三七	詐欺	馬場時夫外一名	六・二七	二棄却	大阪高	一一九		
昭和三五年(あ)	六四一	窃盗	上村清	六・二七	二棄却	名古屋高	一二四		

昭和三五年(あ)	六四五	窃盗	佐々木憲一郎	六・二七	二	棄却	高松高	一二七
昭和三五年(あ)	六八五	窃盗、賍物収受、賍物牙保	朴安怨	六・二七	二	棄却	大阪高	一三〇
昭和三一年(あ)	三八三七	外国為替及び外国貿易管理法違反	廖号景	六・二八	三	棄却	東京高	一三三
昭和三二年(あ)	四〇三	窃盗	斎藤光吉	六・二八	三	棄却	東京高	一四一
昭和三二年(あ)	四四七	詐欺	廬晟容	六・二八	三	棄却	東京高	一五〇
昭和三二年(あ)	七八三	威力業務妨害	山口春次	六・二八	三	棄却	広島高岡山支	一五七
昭和三二年(あ)	一一八九	恐喝	岡田基隆外一名	六・二八	三	棄却	東京高	一九〇
昭和三二年(あ)	一四〇五	麻薬取締法違反	柴田竜男	六・二八	三	棄却	東京高	二〇一
昭和三二年(あ)	一四三七	殺人未遂	李順錫	六・二八	三	棄却	名古屋高	二一六
昭和三二年(あ)	一四九五	収賄	新村久義	六・二八	三	棄却	名古屋高金沢支	二一五
昭和三二年(あ)	一六三七	名誉毀損	内山トキエ	六・二八	三	棄却	福岡高宮崎支	二一七

昭和三五年(あ)	四二六	強姦致傷	影井政蔵	六・二八	三	棄却	広島高松江支	二三一
昭和三五年(あ)	四四四	賍物故買	鄭鐘佐	六・二八	三	棄却	仙台高秋田支	二三五
昭和三五年(あ)	四四九	業務上横領、窃盗	岩谷昌三	六・二八	三	棄却	札幌高	二三八
昭和三五年(あ)	四八八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、建造物損壊、傷害	金子利雄	六・二八	三	棄却	大阪高	二四二
昭和三五年(あ)	五四四	賍物故買	夏伐道博	六・二八	三	棄却	札幌高	二四六
昭和三五年(あ)	五五二	賍物収受	渡辺留雄	六・二八	三	棄却	福岡高	二五〇
昭和三五年(あ)	五七一	恐喝、同未遂、暴行、脅迫	小島猛	六・二八	三	棄却	東京高	二五三
昭和三五年(あ)	五七七	傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	畑好明外三名	六・二八	三	棄却	広島高松江支	二五六
昭和三五年(あ)	五九九	公職選挙法違反	山口善太郎	六・二八	三	棄却	仙台高	二六〇
昭和三五年(あ)	六〇一	窃盗	阿部太	六・二八	三	棄却	福岡高宮崎支	二六三
昭和三五年(あ)	六〇五	公職選挙法違反	長田正光外二名	六・二八	三	棄却	福岡高宮崎支	二六六

昭和三五年(あ)	六一一	公職選挙法違反	小野沢正司	六・二八	三棄却	東京高	二七二		
昭和三五年(あ)	六一六	窃盗、麻薬取締法違反	籔下弘子	六・二八	三棄却	大阪高	二八〇		
昭和三五年(あ)	六二八	公職選挙法違反	家村理三	六・二八	三棄却	大阪高	二八三		
昭和三五年(あ)	六三八	詐欺	奥和成	六・二八	三棄却	大阪高	二八六		
昭和三五年(あ)	六四三	窃盗	吉良一郎	六・二八	三棄却	高松高	二八九		
昭和三五年(あ)	二六八	暴行、傷害	柿野正夫	六・二九	二棄却	大阪高	二九四		
昭和三五年(あ)	五六三	窃盗、詐欺	岡本幸友	六・二九	二棄却	札幌高	三〇〇		
昭和三五年(あ)	六三五	酒税法違反	肥後良夫	六・二九	二棄却	東京高	三〇四		
昭和三五年(あ)	二七	収賄	秋山治外一名	六・三〇	一棄却	函館支	三〇七	札幌高	
昭和三五年(あ)	三〇	自転車競技法違反	野本利雄	六・三〇	一棄却	東京高	三一七		
昭和三五年(あ)	一三一	傷害	橋本義隆、	六・三〇	一棄却	広島高岡山支	三二〇		

昭和三五年(あ)	一五三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害	田沢富司	六・三〇	一棄却	東京高	三一四		
昭和三五年(あ)	二〇七	収賄、農業委員会等に関する法律違反	菅野鉄之助外一名	六・三〇	一棄却	仙台高	三一七		
昭和三五年(あ)	二三四	収賄	安見九二郎	六・三〇	一棄却	大阪高	三三九		
昭和三五年(あ)	二九四	強要	張徳昭外一名	六・三〇	一棄却	東京高	三四六		
昭和三五年(あ)	三七六	賍物牙保、賍物寄蔵	武良勇	六・三〇	一棄却	広島高松江支	三五〇		
昭和三五年(あ)	四三五	暴行、銃砲刀剣類等所持取締法違反、強要	祝己利	六・三〇	一棄却	福岡高	三五三		
昭和三五年(あ)	四三九	窃盗	岡定子	六・三〇	一棄却	広島高	三五六		
昭和三五年(あ)	四五六	有価証券偽造、同行使	中井潔	六・三〇	一棄却	札幌高	三五九		
昭和三五年(あ)	四九四	業務上過失致死	葉山茂	六・三〇	一棄却	大阪高	三六二		
昭和三五年(あ)	五二一	公職選挙法違反	市川信友外一名	六・三〇	一棄却	東京高	三六五		
昭和三五年(あ)	五六九	詐欺	中里久、	六・三〇	一棄却	東京高	三六九		

昭和三五年(あ)	七三九	強盗、同未遂、有線電気通信法違反	遠藤久夫	六・三〇	二	棄却	仙台高	三七二

刑事雑（全）

事件番号		事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
		再審請求						
昭和三五年(き)	四	住居侵入、強盗殺人、同未遂、現住建造物放火被告事件について言い渡した判決に対する再審請求	岡田隆儀	六・一五	二	棄却		二七五
		判決訂正						
昭和三五年(み)	一六	現住建造物放火強盗殺人、強盗傷人、強盗被告事件について宣告した上告棄却の判決に対する訂正の申立	荒井士郎	六・一	二	棄却		二七九
昭和三五年(み)	一八	窃盗、窃盗未遂、強盗致死被告事件について宣告した上告棄却の判決に対する訂正の申立	斎藤幸亥	六・一	二	棄却		二八六
昭和三五年(み)	一九	詐欺、窃盗、横領被告事件について言渡した判決に対する訂正の申立	原光次	六・一六	一	棄却		二九六
昭和三五年(み)	二〇	賞利誘拐、殺人、窃盗、恐喝未遂、詐欺、窃盗未遂被告事件について言渡した判決に対する訂正の申立	久保章	六・二九	一	棄却		二九九
		特別抗告の申立						
昭和三五年(し)	一六	公判調書の記載の正確性に対する異議申立事件につきなした棄却決定に対する特別抗告の申立	成載門	六・一	二	棄却	仙台高	三〇三

刑事補償の請求

訴訟費用

昭和三五年(し)	二一	刑の執行猶予の言渡取消請求事件につきなした執行猶予取消決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告の申立	秦	春京	六・二三	一	棄却	大阪高	三〇五
昭和一九年(も)	四	公文書偽造行使詐欺未遂被告事件に対する刑事補償請求	大	倉健治	六・一六	一	交付		三〇八
昭和二九年(も)	一	昭和二五年政令第三二五号違反被告事件に対する刑事補償請求	植	田敦美	六・二三	一	棄却		三一〇
昭和二九年(も)	三	昭和二五年政令第三二五号違反被告事件に対する刑事補償請求	中	西次郎	六・二三	一	棄却		三一二〇
昭和三五年(せ)	一二八	傷害、公務執行妨害	北	門勝利	六・一	二	免除		三一三〇
昭和三五年(せ)	一三六	業務上横領、有印私文書偽造同行使、詐欺	八	坂信生	六・七	三	免除		三一三一
昭和三五年(せ)	一四一	強	姦	陳	国珍	六・七	三	免除		三一三三
昭和三五年(せ)	一四〇	賍物寄蔵	当	山龍観	六・八	一	却下		三一三四
昭和三五年(せ)	一四二	関税法違反、砂糖消費税法違反	加茂坂	敏雄	六・一〇	二	棄却		三一三六

昭和三五年(せ)	一四四	賍物故買、賍物収受	水	野喜一	六・一四	一	棄却		三三七
昭和三五年(せ)	一四五	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	島	居天地夫	六・一五	一	免除		三三九
昭和三五年(せ)	一四七	公文書偽造、同行使、私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、同行使、詐欺	永	井輝実	六・一六	一	免除		三四〇
昭和三五年(せ)	一五〇	窃盗	高	倉外四男	六・二四	一	免除		三四二
昭和三五年(せ)	一四九	傷害致死、傷害	保	谷和美	六・二七	二	免除		三四三
昭和三五年(せ)	一四八	傷害、公務執行妨害、銃砲刀剣類等所持取締法違反	中	野利秋	六・二八	三	免除		三四四
昭和三五年(せ)	一五七	恐喝	氷	川幸治	六・三〇	一	免除		三四六

異議の申立

昭和三五年(す)	二二五	業務上横領、詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	角	田政男	六・一五	二	棄却		三四七
昭和三五年(す)	二三四	恐喝被告事件について言渡した上告棄却の決定に対する異議の申立	氷	川幸治	六・一六	一	棄却		三六三
昭和三五年(す)	二二九	私文書毀棄、恐喝被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	佐	藤義雄	六・一七	二	棄却		三六六

昭和三五年(す)	二一九	窃盗、同未遂被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	押	川	久 徳	六・二一	三	棄却		三六九
昭和三五年(す)	二三一	強盗傷人、傷害、恐喝被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	津	森	定 夫	六・二一	三	棄却		三七一
昭和三五年(す)	二四五	詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	徳比	嘉	スミエ	六・二三	一	棄却		三七四
昭和三五年(す)	二四六	窃盗被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	飯	田	志 郎	六・二八	三	棄却		三七五
昭和三五年(す)	二五三	詐欺被告事件について言渡した上告棄却の決定に対する異議の申立	藤	沢	可 高	六・三〇	一	棄却		三七八
昭和三五年(あ)	五八三	業務上過失致死	鈴	木	一 成	六・八	一	棄却	仙台高	三八〇
昭和三五年(あ)	一一五二	詐欺	大	隅	弘	六・一五	一	棄却	東京高	三八二
昭和三五年(あ)	四六五	傷害、恐喝、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反	松	浦	正 雄	六・一八	三	棄却	広島高	三八四
昭和三五年(す)	二三二	公職選挙法違反被告事件についてした上告棄却の決定に対する訂正の申立	高	橋	直太郎	六・一一	二	棄却		三八六

死亡

その他

昭和三五年(す)	二二七	各猥せつ図画陳列及び堅田英二に対する道路交通取締法違反被告事件についてした上告棄却の決定に対する特別抗告の申立期間延長願	田	守	世四郎外二名	六・一五	二	棄却		三八七
昭和三五年(す)	二二八	各猥せつ図画陳列及び堅田英二に対する道路交通取締法違反被告事件についてした上告棄却の決定に対する特別抗告の申立	田	守	世四郎外二名	六・一五	二	棄却		三八九

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三五年(お)七〇三	銃砲刀剣類等所持取締法違反火薬類取締法違反	奥岳貞夫	六・六	二	棄却	福岡高	一三二
昭和三五年(あ)七四一	恐喝、暴行	佐々木雅二郎	六・七	三	棄却	仙台高秋田支	一三四
昭和三五年(あ)七八三	窃盗	盛田もも外三名よ	六・七	三	棄却	名古屋高	一三六
昭和三四年(あ)二四八三	贈賄	寺下貞二外一名	六・八	一	棄却	名古屋高金沢支	一三八
昭和三五年(あ)七四〇	業務上過失傷害	坂井哲也	六・一一	二	棄却	福岡高	一四〇
昭和三五年(あ)一七六	恐喝未遂	蓮井日出夫	六・一四	三	棄却	高松高	一四一
昭和三五年(あ)二七四	関税法違反	大野要範	六・一四	三	棄却	大阪高	一四三
昭和三一年(あ)四〇五八	収賄	鎌田正太郎	六・二一	三	棄却	東京高	一四四の二
昭和三五年(あ)八〇七	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	門田京一	六・二三	一	棄却	福岡高	一四五

昭和三五年(あ)	八五〇	窃盗	板谷定治	六・二三	一棄却	広島高岡山支	一四七
昭和三五年(あ)	八七六	売春防止法違反 斎藤すよ		六・二七	二棄却	東京高	一四九

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十五年七月分

最高裁判所事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判　決（全）……（五日―二一日）…（一九件）……一頁
決　定（1）……（一日―一五日）…（七七件）……三
決　定（2）……（一六日―二〇日）…（六三件）……一一
決　定（3）……（二一日―二九日）…（六六件）……一七
雑　（全）……（一日―二七日）…（三四件）……二五
不成立（全）……（五日―二九日）…（九件）……三一

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三五年(あ)　四八	公職選挙法違反	常川己代二外二名	七・五	三	棄却	名古屋高	二三九
昭和三五年(あ)　六一九	食糧管理法違反	堀切盛男	七・八	二	棄却	福岡高宮崎支	二四四
昭和三五年(あ)　六六二	恐喝	山口栄	七・一二	三	棄却	東京高	二五一
昭和三三年(あ)一一三五	労働基準法違反	小島清一	七・一四	一	破棄差戻	名古屋高	二五六
昭和三五年(あ)　三九〇	横領、業務上横領	後藤穂積	七・一四	一	棄却	福岡高	二六二
昭和三一年(あ)一三五七	詐欺、現住建造物放火幇助	都築徳三郎外一名	七・一五	二	棄却	名古屋高	二六八
昭和三二年(あ)二一二一	詐欺、業務上横領	立川展誠外一名	七・一五	二	棄却	高松高	三五一
昭和三四年(あ)一〇一〇	強盗殺人、死体遺棄	池田源之助	七・一五	二	棄却	仙台高	三五六
昭和三四年(あ)二四六三	関税法違反	崔権林	七・一五	二	棄却	仙台高	三六三

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三五年(あ) 四七〇	公職選挙法違反	久岡繁則	七・一五	二	棄却	高松高	三六九
昭和三五年(あ) 六二七	傷害	姜新次	七・一五	二	棄却	大阪高	三七四
昭和三五年(あ) 六六四	公職選挙法違反	中島浜之助 外一名	七・一五	二	棄却	東京高	三七九
昭和三五年(あ) 七四五	窃盗	遠藤鶴夫	七・一五	二	棄却	広島高松江支	三八三
昭和三二年(あ) 三六四	法人税法違反	北海道軌道施設工業株式会社 外三名	七・一九	三	棄却	札幌高	三八六
昭和三二年(あ) 八四四	詐欺	田村省平	七・一九	三	棄却	東京高	三九五
昭和二八年(あ)四八四一	広島市集団行進及び集団示威運動に関する条例違反、公務執行妨害	李甲祚 外一名	七・二〇	大	棄却	広島高	四〇〇
昭和二九年(あ)三七二九	示威運動取締に関する静岡県条例違反	池田順次 外三名	七・二〇	大	破棄免訴	東京高	四一一
昭和三五年(あ) 一一二	昭和二五年東京都条例第四四号集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例違反	伊藤嘉六 外三名	七・二〇	大	破棄差戻	東京高	四二六
昭和三五年(あ) 七一五	公職選挙法違反	溝口義春 外二名	七・二二	一	棄却	札幌高函館支	四六三

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三五年(あ) 六〇四	公職選挙法違反	瀬口勇蔵 外二名	七・一	二	棄却	福岡高宮崎支	一
昭和三二年(あ)一五九四	贈賄	藤井陽	七・五	三	棄却	大阪高	五
昭和三五年(あ) 四四六	窃盗	伊藤潔	七・五	三	棄却	札幌高	九
昭和三五年(あ) 四七一	詐欺、横領	清水輝男	七・五	三	棄却	高松高	一三
昭和三五年(あ) 六四二	売春防止法違反	今安藤吉	七・五	三	棄却	大阪高	一六
昭和三五年(あ) 六八三	恐喝、同未遂、詐欺	森松敏一 外一名	七・五	三	棄却	大阪高	一九
昭和三五年(あ) 六八六	有価証券偽造、同行使詐欺、業務上横領	塩飽隆夫	七・五	三	棄却	大阪高	二三
昭和三五年(あ) 六九四	窃盗	金栄石	七・五	三	棄却	仙台高	二六
昭和三五年(あ) 七一七	窃盗	川村正夫	七・五	三	棄却	仙台高秋田支	三四

昭和三五年(あ)	七二四	売春防止法違反	忠	貞	は	な	七・五	三
昭和三五年(あ)	七三二	強姦	石垣寛				七・五	三
昭和三五年(あ)	七四三	恐喝未遂	君島松治	外一名			七・五	三
昭和三五年(あ)	七四六	私文書偽造、同行使、詐欺	津田孝吉				七・五	三
昭和三五年(あ)	七六一	売春防止法違反	朴	兌奎			七・五	三
昭和三五年(あ)	七八〇	公務執行妨害、傷害	薬袋義一				七・五	三
昭和三五年(あ)	七九〇	道路交通取締法違反、業務上過失致死	木村修三				七・五	三
昭和三五年(あ)	七九三	覚せい剤取締法違反	杉山日出子				七・五	三
昭和三五年(あ)	八一九	窃盗	長谷部耕蔵				七・五	三
昭和三五年(あ)	八四〇	強盗傷人	林田国男				七・五	三
昭和三二年(あ)	一九七三	業務上横領	安部井八郎				七・六	二

昭和三二年(あ)	二〇二一	道路交通取締法違反	小出則彦				七・六	二
昭和三二年(あ)	二二五八	強盗傷人	高橋稔				七・六	二
昭和三二年(あ)	二二七五	外国人登録法違反	池晃一				七・六	二
昭和三二年(あ)	二二八五	収賄、贈賄	青山嘉樹	外一名			七・六	二
昭和三二年(あ)	二三七三	傷害、強制猥褻	渡辺守一				七・六	二
昭和三二年(あ)	二五二四	贈賄、商標法違反、収賄	常定寿	外一名			七・六	二
昭和三二年(あ)	二五四七	業務上過失傷害	安田傷				七・六	二
昭和三三年(あ)	一六一三	臘虎膃肭獣猟獲取締法違反	白岩武雄				七・六	二
昭和三五年(あ)	七〇九	強盗傷人、窃盗加	藤一晴				七・六	二
昭和三四年(あ)	二三七一	麻薬取締法違反	葉月氏	外一名			七・七	一
昭和三五年(あ)	四三	業務上過失致死	灰塚功				七・七	一

昭和三五年(あ)	九七	道路交通取締法違反	鈴	木	文	男	七・七	一	棄却	東京高	一八八
昭和三五年(あ)	一二〇	モーターボート競走法違反	秋	山	数	夫	七・七	一	棄却	広島高	一九二
昭和三五年(あ)	三九四	有価証券偽造、同行使、詐欺未遂、横領	佐	川	正		七・七	一	棄却	東京高	一九六
昭和三五年(あ)	四二〇	公職選挙法違反	橋	本	芳	春	七・七	一	棄却	仙台高	二〇一
昭和三五年(あ)	五四三	強	田	中	憲	史	七・七	一	棄却	福岡高	二〇四
昭和三五年(あ)	五五〇	漁業法違反、小型機船底びき網漁業取締規則違反	宇	都宮	貞	夫	七・七	一	棄却	福岡高	二一五
昭和三五年(あ)	五七二	窃	広	瀬	宣	一	七・七	一	棄却	東京高	二一八
昭和三五年(あ)	五七五	有印私文書偽造、同行使、詐欺	中	村	忠	雄	七・七	一	棄却	東京高	二二二
昭和三五年(あ)	五九一	窃盗、傷害、脅迫	河	村	巌		七・七	一	棄却	広島高	二二六
昭和三五年(あ)	六〇三	建築基準法違反	山	本	孝	一	七・七	一	棄却	札幌高	二二九
昭和三五年(あ)	六〇七	詐	市	川	胤	喜	七・七	一	棄却	東京高	二三三

昭和三五年(あ)	六一八	詐欺、私文書偽造同行使、公正証書原本不実記載、同行使	梅	原		馨	七・七	一	棄却	大阪高	二三六
昭和三五年(あ)	六三四	傷害	柄	沢	利	雄	七・七	一	棄却	東京高	二三九
昭和三五年(あ)	六五二	道路交通取締法違反、業務上過失致死	李		在	奉	七・七	一	棄却	大阪高	二四三
昭和三五年(あ)	六七六	公職選挙法違反	山	本	協	一	七・七	一	棄却	広島高岡山支	二四八
昭和三五年(あ)	六八七	窃盗、詐欺	田	中	耕三	郎	七・七	一	棄却	大阪高	二五一
昭和三五年(あ)	六九九	公職選挙法違反	佐々木			清	七・七	一	棄却	仙台高	二五六
昭和三四年(あ)二三六〇		有印私文書偽造、同行使、公正証書原本不実記載、詐欺	吉	田	松右衛門 外一名		七・八	二	棄却	広島高	二六〇
昭和三二年(あ)一二三八		詐欺	北	村	民	平	七・一二	三	棄却	名古屋高	二六六
昭和三五年(あ)	六七八	公職選挙法違反	田	村	二都男		七・一二	三	棄却	広島高岡山支	二七〇
昭和三五年(あ)	六八〇	賍物故買	岡	田		正	七・一二	三	棄却	福岡高	二七五
昭和三五年(あ)	六九二	殺人	山	上		兼太郎	七・一二	三	棄却	仙台高秋田支	二七八

昭和三五年(あ)	七七七	外国人登録法違反	姜	南珪	七・一二	三	棄却	東京高	二八一
昭和三四年(あ)	二四六二	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	任	成鈞	七・一四	一	棄却	大阪高	二八四
昭和三四年(あ)	二四八三	収賄	卯	尾与作	七・一四	一	棄却	名古屋高金沢支	二八九
昭和三五年(あ)	八四	強姦致傷、恐喝、詐欺	宮	本明一	七・一四	一	棄却	東京高	二九五
昭和三五年(あ)	三一三	窃盗	片	山幸雄	七・一四	一	棄却	東京高	三〇二
昭和三五年(あ)	三七二	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、殺人未遂	山	川力 外一名	七・一四	一	棄却	福岡高	三〇八
昭和三五年(あ)	三九八	外国人登録法違反	李	命福	七・一四	一	棄却	東京高	三一三
昭和三五年(あ)	四六九	賍物寄蔵	黒	田巌一	七・一四	一	棄却	高松高	三一七
昭和三五年(あ)	四八五	窃盗	雛	森栄二	七・一四	一	棄却	大阪高	三一三
昭和三五年(あ)	四九一	電汽車往来危険、詐欺	金	森勝美	七・一四	一	棄却	広島高岡山支	三一七
昭和三五年(あ)	五三四	窃盗	堀	英男 外二名	七・一四	一	棄却	広島高松江支	三三一

昭和三五年(あ)	七〇五	業務上横領	富	岡彦二	七・一四	一	棄却	広島高	三三六
昭和三五年(あ)	七二二	弁護士法違反、業務上横領	森	口清高	七・一四	一	棄却	名古屋高金沢支	三四一
昭和三五年(あ)	七二七	公職選挙法違反	関	口忠三	七・一四	一	棄却	名古屋高	三四四
昭和三五年(あ)	七三三	殺人未遂、傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	高	森継松 外四名	七・一四	一	棄却	大阪高	三四七
昭和三二年(あ)	二二八八	業務上過失致死	畔	原知真雄	七・一五	二	棄却	東京高	三五八
昭和三五年(あ)	五四五	詐欺	永	岡拙蔵	七・一五	二	棄却	名古屋高金沢支	三六五
昭和三五年(あ)	六七四	窃盗	川	内谷武経	七・一五	二	棄却	札幌高	三七〇
昭和三五年(あ)	七〇〇	詐欺、脅迫	伊	東由松	七・一五	二	棄却	仙台高	三七三
昭和三五年(あ)	七七二	詐欺、業務上横領	伊	藤美福	七・一五	二	棄却	東京高	三七六
昭和三五年(あ)	八一八	賍物収受	巌	野松治郎	七・一五	二	棄却	名古屋高	三八〇
昭和三五年(あ)	八五三	詐欺	尾	浜六三郎	七・一五	二	棄却	広島高松江支	三八三

昭和三五年(あ)	八五四	窃盗	菅野太良	七・一五	二	棄却	東京高	三八六
昭和三五年(あ)	八五七	窃盗	富見忠雄	七・一五	二	棄却	大阪高	三八九

刑事決定（2）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第二審又は原審	丁数
昭和三二年(あ)二七三四	器物毀棄	森田友一外一名	七・一六	二	棄却	広島高	一
昭和三二年(あ)二八三五	窃盗	網代臨之助外一名	七・一六	二	棄却	東京高	五
昭和三五年(あ) 二一四	鉱業法違反	古賀春之助	七・一六	二	棄却	福岡高	八
昭和三五年(あ) 七三四	恐喝未遂、暴行傷害	早川小一郎	七・一六	二	棄却	大阪高	一四
昭和三五年(あ) 七六〇	公職選挙法違反	安井文三	七・一六	二	棄却	札幌高	一七
昭和三五年(あ) 八二五	賍物牙保、賍物故買、窃盗	浅野静雄	七・一六	二	棄却	仙台高	二〇
昭和三二年(あ)二三九一	食糧管理法違反	大野物産株式会社外一名	七・一八	二	棄却	名古屋高	二五
昭和三二年(あ)二四三一	業務上横領	今泉周平	七・一八	二	棄却	名古屋高	二九
昭和三五年(あ) 九八	道路交通取締法違反、重過失致死傷、犯人隠避教唆	岸本文男	七・一八	二	棄却	東京高	三六

昭和三五年(あ)	四一八	窃盗、賍物故買	金	成	玉	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	四六〇	公職選挙法違反	根	子	吉盛	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	五八九	公職選挙法違反	小	峯	年春 外一名	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	六五九	入場税法違反	メトロ映画株式会社			七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	六八二	酒税法違反	大	森	仏	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	七四八	恐喝未遂	田	淵	恭三	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	七九六	窃盗	泉	田	虎一	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	八〇〇	窃盗	高	橋	寿次	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	八一一	窃盗	内	山	秀光	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	八三七	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害	竹ノ内	武	雄 外一名	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	八四五	詐欺	近野	周	治	七・一八	二	棄却

昭和三五年(あ)	八八二	麻薬取締法違反	鈴	木	ふく子	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	九〇三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝、暴行	大久保	勘	嶽	七・一八	二	棄却
昭和三一年(あ)	四二九六	公文書偽造	藤	崎	和七郎	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	五一八	収賄、贈賄、横領	柄	沢	港 外一名	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	八三九	労働基準法違反	藤	田	玖平	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	一三三八	恐喝	石	神	安雄	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	一八三一	外国為替及び外国貿易管理法違反、物品税法違反、関税法違反	エデュワルド、エー、ベルトラン			七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	一八三九	贈賄	安	東	徳郎 外一名	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	二一三九	業務上横領	安	食	精三	七・一九	二	棄却
昭和三四年(あ)	五五六	恐喝、暴行	細	矢	忠志	七・一九	三	棄却
昭和三四年(あ)	七四六	強盗殺人	李		得賢 外一名	七・一九	三	棄却

昭和三五年(あ)	八四五	詐欺	近野	周	治	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	八三七	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害	竹ノ内	武	雄 外一名	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	八一一	窃盗	内	山	秀光	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	八〇〇	窃盗	高	橋	寿次	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	七九六	窃盗	泉	田	虎一	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	七四八	恐喝未遂	田	淵	恭三	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	六八二	酒税法違反	大	森	仏	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	六五九	入場税法違反	メトロ映画株式会社			七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	五八九	公職選挙法違反	小	峯	年春 外一名	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	四六〇	公職選挙法違反	根	子	吉盛	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	四一八	窃盗、賍物故買	金	成	玉	七・一八	二	棄却

昭和三五年(あ)	八八二	麻薬取締法違反	鈴	木	ふく子	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	九〇三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝、暴行	大久保	勘	嶽	七・一八	二	棄却
昭和三一年(あ)	四二九六	公文書偽造	藤	崎	和七郎	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	五一八	収賄、贈賄、横領	柄	沢	港 外一名	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	八三九	労働基準法違反	藤	田	玖平	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	一三三八	恐喝	石	神	安雄	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	一八三一	外国為替及び外国貿易管理法違反、物品税法違反、関税法違反	エデュワルド、エー、ベルトラン			七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	一八三九	贈賄	安	東	徳郎 外一名	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	二一三九	業務上横領	安	食	精三	七・一九	二	棄却
昭和三四年(あ)	五五六	恐喝、暴行	細	矢	忠志	七・一九	三	棄却
昭和三四年(あ)	七四六	強盗殺人	李		得賢 外一名	七・一九	三	棄却

昭和三五年(あ)	八四五	詐欺	近野	周	治	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	八三七	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害	竹ノ内	武	雄 外一名	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	八一一	窃盗	内	山	秀光	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	八〇〇	窃盗	高	橋	寿次	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	七九六	窃盗	泉	田	虎一	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	七四八	恐喝未遂	田	淵	恭三	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	六八二	酒税法違反	大	森	仏	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	六五九	入場税法違反	メトロ映画株式会社			七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	五八九	公職選挙法違反	小	峯	年春 外一名	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	四六〇	公職選挙法違反	根	子	吉盛	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	四一八	窃盗、賍物故買	金	成	玉	七・一八	二	棄却

昭和三五年(あ)	八八二	麻薬取締法違反	鈴	木	ふく子	七・一八	二	棄却
昭和三五年(あ)	九〇三	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、恐喝、暴行	大久保	勘	嶽	七・一八	二	棄却
昭和三一年(あ)	四二九六	公文書偽造	藤	崎	和七郎	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	五一八	収賄、贈賄、横領	柄	沢	港 外一名	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	八三九	労働基準法違反	藤	田	玖平	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	一三三八	恐喝	石	神	安雄	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	一八三一	外国為替及び外国貿易管理法違反、物品税法違反、関税法違反	エデュワルド、エー、ベルトラン			七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	一八三九	贈賄	安	東	徳郎 外一名	七・一九	三	棄却
昭和三二年(あ)	二一三九	業務上横領	安	食	精三	七・一九	二	棄却
昭和三四年(あ)	五五六	恐喝、暴行	細	矢	忠志	七・一九	三	棄却
昭和三四年(あ)	七四六	強盗殺人	李		得賢 外一名	七・一九	三	棄却

昭和三四年(あ)一〇〇四	詐欺	大塚文月	七・一九	三	棄却	大阪高	二六四		
昭和三四年(あ)一一〇九	暴行、傷害	田中春彦	七・一九	三	棄却	福岡高	二七〇		
昭和三五年(あ)二四九	公職選挙法違反	小川玉子	七・一九	三	棄却	東京高	二七五		
昭和三五年(あ)四〇三	業務上過失傷害	川田昭明	七・一九	三	棄却	東京高	二八一		
昭和三五年(あ)四五二	業務上横領	白石和夫	七・一九	三	棄却	広島高	二八八		
昭和三五年(あ)四七三	殺人、殺人未遂	中村新	七・一九	三	棄却	大阪高	二九四		
昭和三五年(あ)五五七	詐欺	岡田健次郎	七・一九	三	棄却	東京高	三〇〇		
昭和三五年(あ)五七四	業務上過失傷害、道路交通取締法違反	和田久二郎	七・一九	三	棄却	東京高	三〇五		
昭和三五年(あ)五八五	公職選挙法違反	沼倉哲郎	七・一九	三	棄却	仙台高	三一八		
昭和三五年(あ)六六〇	業務上横領	小田鉄次郎	七・一九	三	棄却	東京高	三二九		
昭和三五年(あ)六九五	詐欺	藤原貞蔵	七・一九	三	棄却	仙台高	三三三		

昭和三五年(あ)七二一	詐欺	伊藤喜市	七・一九	三	棄却	仙台高秋田支	三三六		
昭和三五年(あ)七四九	詐欺、横領、収賄	畑野昭仁	七・一九	三	棄却	札幌高	三三九		
昭和三五年(あ)七五八	窃盗	森源十郎	七・一九	三	棄却	仙台高	三四四		
昭和三五年(あ)七六三	道路交通取締法違反、業務上過失傷害	盛繁彦	七・一九	三	棄却	福岡高宮崎支	三四七		
昭和三五年(あ)七八七	窃盗、強盗傷人	高木新八郎	七・一九	三	棄却	大阪高	三五六		
昭和三五年(あ)八〇三	傷害、暴行、公務執行妨害	境忠	七・一九	三	棄却	福岡高宮崎支	三五九		
昭和三五年(あ)八一六	公職選挙法違反	竹田淳照	七・一九	二	棄却	名古屋高	三六三		
昭和三五年(あ)八二〇	公職選挙法違反	松田九郎外一名	七・一九	三	棄却	福岡高	三六六		
昭和三五年(あ)八三〇	窃盗	金鐘烈	七・一九	三	棄却	大阪高	三七〇		
昭和三五年(あ)八三八	窃盗、器物毀棄、森林法違反	村上亀一郎	七・一九	三	棄却	大阪高	三七七		
昭和三五年(あ)八四三	公職選挙法違反	東海林良作	七・一九	三	棄却	仙台高	三八〇		

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三五年(あ)八五八	売春防止法違反	泉房子	七・一九	三棄	却	大阪高	三八四
昭和三五年(あ)八五九	窃盗、砂防指定地取締規則違反	朴在珠	七・一九	三棄	却	大阪高	三八七
昭和三五年(あ)九〇四	傷害、器物毀棄	三浦義昭	七・一九	三棄	却	広島高	三九〇
昭和三五年(あ)六四九	強盗傷人	軽部彰	七・二〇	二棄	却	東京高	三九六
昭和三五年(あ)七三一	賍物牙保	曹偰煥	七・二〇	二棄	却	福岡高	四〇〇
昭和三五年(あ)七八二	詐欺、窃盗、詐欺未遂	日比野敬司	七・二〇	二棄	却	名古屋高	四〇四
昭和三五年(あ)八三二	売春防止法違反	堀江チエ子	七・二〇	二棄	却	大阪高	四〇九
昭和三五年(あ)八三九	窃盗	杉井清治	七・二〇	二棄	却	大阪高	四一二
昭和三五年(あ)八六七	私文書偽造、同行使	佐藤富治	七・二〇	二棄	却	大阪高	四一六
昭和三五年(あ)八九七	傷害、暴行	河北政義	七・二〇	二棄	却	名古屋高	四一九

刑事決定（3）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三五年(あ)四〇八	強盗、窃盗	小杉義雄	七・二二	一棄	却	大阪高	一
昭和三五年(あ)四九九	酒税法違反	高竜祚	七・二二	一棄	却	仙台高秋田支	六
昭和三五年(あ)五五五	詐欺	笠原五作	七・二二	一棄	却	東京高	一〇
昭和三五年(あ)五六二	窃盗	曾我芳郎	七・二二	一棄	却	札幌高	一四
昭和三五年(あ)五九四	公職選挙法違反	岩切吉平	七・二二	一棄	却	福岡高宮崎支	一八
昭和三五年(あ)六二三	業務上過失傷害	人見無事郎	七・二二	一棄	却	大阪高	二二
昭和三五年(あ)七三〇	公職選挙法違反	仲野慎治	七・二二	一棄	却	名古屋高金沢支	二七
昭和三五年(あ)七三六	傷害	前田重信	七・二二	一棄	却	大阪高	三二
昭和三五年(あ)七八八	職業安定法違反	諸石英男	七・二二	一棄	却	大阪高	三八

昭和三一年(あ)三六七〇	相互銀行法違反	安田貞信	七・二六	三棄却	大阪高	四一		
昭和三一年(あ)四一四一	放火、詐欺	追分武三 外一名	七・二六	三棄却	名古屋高金沢支	五〇		
昭和三一年(あ)四五六一	爆発物取締罰則違反、傷害、爆発物取締罰則違反幇助	土田尊則 外二名	七・二六	三棄却	東京高	九八		
昭和三二年(あ)一四九二	傷害	溝上伝市	七・二六	三棄却	福岡高	一二三		
昭和三二年(あ)一五四一	傷害致死	広田隆	七・二六	三棄却	東京高	一四三		
昭和三二年(あ)一九九四	公務執行妨害	守屋勇	七・二六	三棄却	広島高岡山支	一五一		
昭和三二年(あ)二一〇五	封印破棄、横領	浅井朝一	七・二六	三棄却	大阪高	一五四		
昭和三三年(あ)五七〇	公務執行妨害	大和田信義	七・二六	三棄却	仙台高	一五九		
昭和三四年(あ)二五六	強姦致傷、殺人	千葉忠	七・二六	三棄却	仙台高	一六三		
昭和三四年(あ)九八六	詐欺未遂	朴煥求	七・二六	三棄却	名古屋高	一七一		
昭和三四年(あ)一一八六	外国為替及び外国貿易管理法違反	ジョセフ・テイー・マツケナー	七・二六	三棄却	東京高	一八〇		

昭和三四年(あ)一二二四	賍物故買	朴夢竜	七・二六	三棄却	東京高	一八三		
昭和三四年(あ)一二二七	強盗傷人	ジョン・エス・ウイリヤムス	七・二六	三棄却	東京高	一八九		
昭和三四年(あ)一七五九	関税法違反、同幇助	リー・エフ・ヴレイク	七・二六	三棄却	名古屋高	一九五		
昭和三五年(あ)五八二	業務上過失致死、道路交通取締法違反	色川忠志	七・二六	三棄却	広島高岡山支	一九九		
昭和三五年(あ)五九〇	公職選挙法違反	岩崎中男	七・二六	三棄却	福岡高宮崎支	二〇四		
昭和三五年(あ)六二〇	恐喝、暴行	田中正次	七・二六	三棄却	大阪高	二〇八		
昭和三五年(あ)六五七	威力業務妨害	小林楠男	七・二六	三棄却	東京高	二一一		
昭和三五年(あ)七一八	殺人未遂	笹木粕三	七・二六	三棄却	仙台高秋田支	二一六		
昭和三五年(あ)八一四	傷害	日比野照男	七・二六	三棄却	名古屋高	二一九		
昭和三五年(あ)八二九	強姦	吉田良夫	七・二六	三棄却	仙台高	二二二		
昭和三五年(あ)八六八	強姦、窃盗	関本健一	七・二六	三棄却	大阪高	二二五		

昭和三五年(あ)	八八三	殺人未遂	関口鹿之助	七・二六	三棄却	東京高	二二一八		
昭和三五年(あ)	一九四	詐欺	山崎彦次郎	七・二七	一棄却	東京高	二三二		
昭和三五年(あ)	二二九	窃盗	尹義光	七・二七	一棄却	高松高	二三五		
昭和三五年(あ)	五一八	詐欺	黒田政雄外一名	七・二七	一棄却	東京高	二三八		
昭和三五年(あ)	五三七	賍物故買	鈴木教治	七・二七	一棄却	大阪高	二四一		
昭和三五年(あ)	六〇六	傷害、暴行	福島亮吉	七・二七	一棄却	名古屋高金沢支	二四四		
昭和三五年(あ)	六二六	窃盗	泉正成	七・二七	一棄却	大阪高	二四七		
昭和三五年(あ)	六六三	猥せつ図画販売目的所持、猥せつ図画販売	永嶋力	七・二七	一棄却	東京高	二五〇		
昭和三五年(あ)	六九〇	賍物牙保、賍物故買	金子登茂治	七・二七	一棄却	広島高	二五四		
昭和三五年(あ)	七一九	窃盗	尾留川勇記	七・二七	一棄却	仙台高秋田支	二五九		
昭和三五年(あ)	七七〇	詐欺	古賀久恵	七・二七	一棄却	福岡高	二六三		

昭和三五年(あ)	七九一	窃盗	杉本清	七・二七	一棄却	大阪高	二六八		
昭和三五年(あ)	八〇四	公職選挙法違反	甲斐直	七・二七	一棄却	福岡高宮崎支	二七二		
昭和三五年(あ)	八一五	公職選挙法違反	堀瀬慶次外一名	七・二七	一棄却	高松高	二七六		
昭和三五年(あ)	八四四	公職選挙法違反	大友庄蔵	七・二七	一棄却	仙台高	二八〇		
昭和三五年(あ)	八五六	強姦、強姦致傷	西海光昭	七・二七	一棄却	東京高	二八七		
昭和三五年(あ)	八六二	公職選挙法違反	浜本義一外三名	七・二七	一棄却	大阪高	二九五		
昭和三五年(あ)	九〇二	公職選挙法違反	野嶋友一	七・二七	一棄却	広島高松江支	三〇二		
昭和三五年(あ)	八六四	公職選挙法違反	岡嶋司	七・二九	三棄却	大阪高	三〇六		
昭和三五年(あ)	八七一	詐欺	鈴木忠男	七・二九	三棄却	名古屋高	三一二		
昭和三五年(あ)	八九〇	売春防止法違反	洲崎照子	七・二九	三棄却	福岡高	三一九		
昭和三五年(あ)	九〇五	公職選挙法違反	小川順三	七・二九	三棄却	広島高	三二二		

昭和三五年(あ)九三六	窃盗	牧尾明	七・二九	三棄却	福岡高	三二八
昭和三五年(あ)九五五	詐欺	小泉武雄	七・二九	三棄却	東京高	三三一
昭和三五年(あ)九五八	業務上過失致死、業務上過失傷害	矢田桂三郎	七・二九	三棄却	東京高	三三五
昭和三五年(あ)九七三	窃盗	熊谷正雄	七・二九	三棄却	大阪高	三三九
昭和三五年(あ)九九八	公職選挙法違反	坂元重保	七・二九	三棄却	福岡高宮崎支	三四七
昭和三五年(あ)一〇〇一	公職選挙法違反	長友肇外四名	七・二九	三棄却	福岡高宮崎支	三五〇
昭和三五年(あ)一〇二一	窃盗	千文守	七・二九	三棄却	大阪高	三五六
昭和三五年(あ)一〇二六	公職選挙法違反	満山俊一郎	七・二九	三棄却	東京高	三六三
昭和三五年(あ)一〇四五	窃盗、同未遂	岩佐寅雄	七・二九	三棄却	東京高	三六八
昭和三五年(あ)一〇五六	詐欺	岡田和生	七・二九	三棄却	名古屋高	三七三
昭和三五年(あ)一〇八九	公職選挙法違反	小出英夫外一名	七・二九	三棄却	仙台高	三七七

昭和三五年(あ)一二五二	窃盗、遺失物横領、銃砲刀剣類等所持取締法違反	坂正大美	七・二九	三棄却	名古屋高	三八三
昭和三五年(あ)一二七四	恐喝、同未遂、暴行	小林元保	七・二九	三棄却	東京高	三八八

刑事雑（全）

事件番号	事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷結果	第一審又は原審丁数
再審請求					
昭和三五年(き)五	賍物収受被告事件についてなした上告棄却の確定決定に対する再審の請求	渡辺留雄	七・二六	三棄却	一
判決訂正					
昭和三五年(み)二二	強盗殺人、現住建造物放火、傷害被告事件についてした上告棄却の判決に対する訂正の申立	崔基業	七・六	二棄却	四
昭和三五年(み)二三	強盗殺人、現住建造物放火、被告事件についてした上告棄却の判決に対する訂正の申立	朴烈根	七・六	二棄却	一〇
昭和三五年(み)二三	強盗殺人、放火被告事件についてした上告棄却の判決に対する訂正の申立	木村敏孝	七・一二	三棄却	二〇
昭和三五年(み)二四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害被告事件についてした判決に対する訂正の申立	田中義之助外一名（椿次誠）	七・一四	一棄却	二四
昭和三五年(み)二五	強盗殺人、死体遺棄、業務上横領、被告事件についてした上告棄却の判決に対する訂正の申立	二宮邦彦	七・一九	三棄却	二八
特別抗告					

昭和三五年(し)	一九	公務執行妨害等被告事件についてなした訴訟指揮に対する検察官の異議申立棄却決定に対する特別抗告の申立	高松地方検察庁検事正代理栗本義親	七・一一	二	棄却	高松地	三六
昭和三五年(し)	二三	公務執行妨害、威力業務妨害、傷害被疑事件についてした勾留執行停止の裁判の取消決定に対する特別抗告申立	坂本泰良外一名(室原知幸)	七・一八	三	棄却	熊本地	四一
		訴訟費用						
昭和三五年(セ)	一五五	業務上横領詐欺	角田政男	七・一	二	棄却		四四
昭和三五年(セ)	一四三	恐喝、脅迫	宮野岩男	七・五	三	棄却		四五
昭和三五年(セ)	一五二	窃盗	金永基	七・五	三	免除		四七
昭和三五年(セ)	一五九	窃盗	中島四郎	七・五	三	免除		四九
昭和三五年(セ)	一五六	窃盗	福田久蔵	七・六	二	免除		五〇
昭和三五年(セ)	一六八	殺人	朴柱賛	七・一四	一	免除		五一
昭和三五年(セ)	一七三	詐欺	藤沢可高	七・一五	一	免除		五二
昭和三五年(セ)	一六六	窃盗	禹済成	七・一九	三	免除		五三

昭和三五年(セ)	一六七	強姦未遂	原武男	七・一九	三	免除		五五
昭和三五年(セ)	一七五	私印偽造、私印不正使用	加瀬谷寅雄	七・二〇	二	棄却		五六
昭和三五年(セ)	一七四	詐欺	市川勇	七・二一	一	免除		五七
昭和三五年(セ)	一七八	横領	坂本保	七・二一	一	免除		五八
昭和三五年(セ)	一七六	覚せい剤取締法違反、外国人登録法違反	白成基	七・二六	三	免除		五九
昭和三五年(セ)	一八五	殺人	大髭俊作	七・二七	一	免除		六一
		異議申立						
昭和三五年(す)	二四九	強盗、強盗傷人被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	鈴木隆夫	七・五	三	棄却		六二
昭和三五年(す)	二二三	強盗被告事件についてした上告棄却の決定に対する上訴権回復の請求に併せて異議申立	岡井藤四郎(秋元安則)	七・六	二	棄却		六六
昭和三五年(す)	二四四	業務上横領被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	仲鉢隆一	七・六	二	棄却		六七
昭和三五年(す)	二四八	詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	市川勇	七・六	一	棄却		六八

死亡

昭和三五年(す)	二六六	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、強姦、銃砲刀剣類等所持取締法違反、火薬類取締法違反、傷害、暴行被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	西原俊幸	七・七	一	棄却	七三
昭和三五年(す)	二六一	私印偽造、私印不正使用被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	加瀬谷寅雄	七・八	二	棄却	七六
昭和三五年(す)	二六三	賍物寄蔵、賍物故買被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議の申立	青山樹左郎(秋山武男)	七・一二	三	棄却	七七
昭和三五年(す)	二六七	常習累犯窃盗被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	宮崎鉄夫	七・一五	二	棄却	七九
昭和三五年(す)	二七二	強盗、同未遂、窃盗、有線電気通信法違反被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	高垣憲臣(遠藤久夫)	七・一五	二	棄却	八五
昭和三五年(す)	二七三	詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	諏訪部子正	七・一八	二	棄却	八七
昭和三五年(す)	二七四	窃盗被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	関屋延之助(斎藤光吉)	七・一九	三	棄却	九〇
昭和三五年(す)	二八〇	詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	小原正利(市川嵐喜)	七・二〇	一	棄却	九四
昭和三五年(す)	二八五	道路交通取締法違反、業務上過失致死被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	李在奉	七・二二	一	棄却	九八
昭和三五年(す)	二九一	強姦致傷、恐喝、詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する異議申立	宮本明一	七・二七	一	棄却	一〇一

昭和三二年(あ)	一八三一	外国為替及び外国貿易管理法違反、物品税法違反、関税法違反	アルフレット・アール・ボロ	七・一九	三	棄却	一〇三
昭和三二年(あ)	三一三二	あへん法違反	三上喜一郎	七・一九	三	棄却	一〇五

その他

昭和三五年(す)	二五六	公職選挙法違反被告事件についてした上告棄却の決定に対する訂正の申立	塩飽昇	七・五	三	棄却	一〇七
昭和三五年(す)	二二二	強盗被告事件についてした上告棄却の決定に対する上訴権回復の請求	岡井藤四郎(秋元安則)	七・六	二	棄却	一一〇
昭和三五年(す)	二五五	私文書偽造、同行使、詐欺、公正証書原本不実記載、同行使被告事件についてした上告棄却の決定に対する訂正の申立	海老沢三重	七・六	三	棄却	一一三
昭和三五年(す)	二六〇	傷害致死被告事件についてした上告棄却の決定に対する訂正の申立	高垣憲臣(矢口伸吉)	七・六	一	棄却	一一八
昭和三五年(す)	二四一	強盗殺人、銃砲等所持禁止令違反被告事件についてした、判決に対する特別抗告の申立	山崎小太郎	七・一一	二	棄却	一二〇
昭和三五年(す)	二六九	詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する特別抗告の申立	坂正治	七・一五	二	棄却	一二二

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三五年(あ)九二一	出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律違反	阿部新太郎	七・五	三	棄却	高松高	一五一
昭和三五年(あ)九四五	公職選挙法違反	町田君子	七・六	二	棄却	東京高	一五三
昭和三五年(あ)九三一	贈賄	入谷明	七・一一	一	棄却	仙台高	一五四
昭和三五年(あ)九六一	公職選挙法違反	大山進	七・一二	三	棄却	東京高	一五六
昭和三五年(あ)九八四	収賄	斎藤甚次 外一名	七・一二	三	棄却	福岡高	一五八
昭和三五年(あ)九八五	売春防止法違反	田崎ふみし	七・一四	一	棄却	仙台高	一六〇
昭和三五年(あ)一〇七一	贈賄	亀山誉男	七・一四	一	棄却	大阪高	一六二
昭和三一年(あ)一三五七	現住建造物放火、詐欺	鈴木勇	七・一五	二	棄却	名古屋高	一六四
昭和三五年(あ)一一七四	公職選挙法違反	井手勇 外一名	七・二九	三	棄却	福岡高	一六六